

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日
(第19期) 至 2020年3月31日

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社エディオン

(E03399)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	10
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	18
5. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	38
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	39
第5 経理の状況	56
1. 連結財務諸表等	57
2. 財務諸表等	107
第6 提出会社の株式事務の概要	120
第7 提出会社の参考情報	121
1. 提出会社の親会社等の情報	121
2. その他の参考情報	121
第二部 提出会社の保証会社等の情報	122

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDIION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	（082）247－5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目3番33号
【電話番号】	（06）6202－6011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 （東京都千代田区外神田一丁目2番9号） 株式会社エディオン 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号） 株式会社エディオン 大阪支店 （大阪市北区中之島二丁目3番33号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (百万円)	692, 087	674, 426	686, 284	718, 638	733, 575
経常利益 (百万円)	17, 275	16, 005	16, 167	18, 889	13, 365
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6, 022	13, 118	8, 944	11, 642	10, 977
包括利益 (百万円)	3, 916	13, 455	9, 125	11, 262	10, 556
純資産額 (百万円)	141, 986	151, 512	169, 005	178, 172	180, 400
総資産額 (百万円)	360, 307	368, 161	369, 448	355, 947	350, 024
1株当たり純資産額 (円)	1, 437. 65	1, 558. 86	1, 535. 84	1, 601. 53	1, 685. 50
1株当たり当期純利益金額 (円)	60. 04	133. 04	90. 84	105. 34	101. 33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	47. 66	102. 89	71. 90	93. 78	90. 49
自己資本比率 (%)	39. 4	41. 2	45. 7	50. 1	51. 5
自己資本利益率 (%)	4. 20	8. 94	5. 58	6. 71	6. 12
株価収益率 (倍)	14. 22	7. 69	13. 63	9. 17	8. 81
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37, 154	19, 333	21, 553	28, 304	25, 278
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9, 753	△13, 484	△8, 944	△12, 419	△5, 559
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△24, 156	△8, 168	△14, 308	△15, 077	△12, 780
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	12, 246	9, 927	8, 227	9, 035	15, 974
従業員数 (名)	8, 663	8, 551	8, 653	8, 761	8, 778
[外、平均臨時雇用者数]	[6, 982]	[6, 676]	[6, 843]	[6, 827]	[7, 111]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数には、使用人兼務役員及び当企業グループ外への出向者は含んでおりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

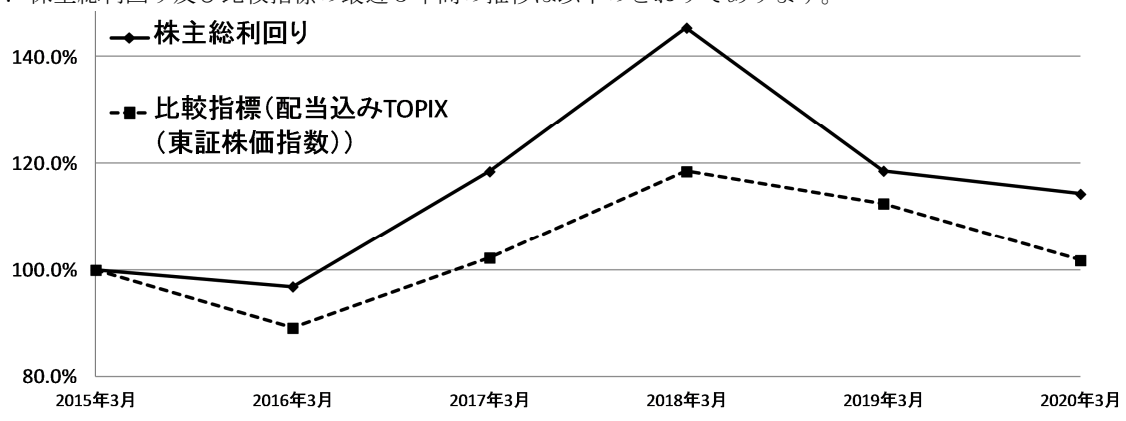
回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高	(百万円)	619, 114	605, 804	617, 354	651, 746	669, 436
経常利益	(百万円)	15, 245	15, 011	15, 411	18, 244	11, 967
当期純利益	(百万円)	5, 604	13, 220	8, 650	16, 039	10, 285
資本金	(百万円)	11, 940	11, 940	11, 940	11, 940	11, 940
発行済株式総数	(千株)	112, 005	112, 005	112, 005	112, 005	112, 005
純資産額	(百万円)	136, 013	145, 527	162, 492	176, 048	177, 834
総資産額	(百万円)	347, 527	356, 423	358, 481	348, 766	343, 293
1株当たり純資産額	(円)	1, 377. 63	1, 497. 28	1, 476. 73	1, 582. 44	1, 661. 53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	22. 00 (10. 00)	26. 00 (11. 00)	28. 00 (13. 00)	32. 00 (14. 00)	34. 00 (18. 00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	55. 87	134. 07	87. 85	145. 12	94. 95
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	44. 36	103. 69	69. 53	129. 20	84. 78
自己資本比率	(%)	39. 1	40. 8	45. 3	50. 5	51. 8
自己資本利益率	(%)	4. 09	9. 39	5. 62	9. 48	5. 81
株価収益率	(倍)	15. 29	7. 63	14. 09	6. 66	9. 40
配当性向	(%)	39. 38	19. 39	31. 87	22. 05	35. 81
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	7, 218 [6, 209]	7, 116 [5, 922]	7, 416 [6, 037]	7, 834 [6, 127]	7, 830 [6, 273]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX（東証株価指数）)	(%) (%)	96. 9 (89. 2)	118. 5 (102. 3)	145. 4 (118. 5)	118. 6 (112. 5)	114. 3 (101. 8)
最高株価	(円)	1, 002	1, 154	1, 432	1, 293	1, 247
最低株価	(円)	776	801	978	932	780

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

4. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



2 【沿革】

年月	事項
2002年 3 月	2002年 3 月29日、中国・四国・九州地方を基盤とする株式会社デオデオと中部地方を基盤とする株式会社エイデンが、共同で株式移転方式により当社「株式会社エディオン」を設立。 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）及び株式会社名古屋証券取引所の市場第一部に上場。
2004年 3 月	株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）上場廃止。
2005年 4 月	株式会社ミドリ電化を株式交換により完全子会社化。
2007年 6 月	株式会社サンキューの株式を40%取得し、連結子会社化。
2009年10月	株式会社デオデオが株式会社ミドリ電化を吸収合併し、社名を株式会社エディオンWESTに変更。 株式会社エイデンが社名を株式会社エディオンEASTに変更。
2010年10月	株式会社エディオンEAST及び株式会社エディオンWESTを吸収合併。 株式会社エイデンコミュニケーションズが社名を株式会社エディオンコミュニケーションズに変更。
2011年10月	株式会社サンキュー（現連結子会社）の全株式を取得。 株式会社サンキューハウスシステム（現連結子会社）の全株式を取得。
2012年 4 月	株式会社サンキューハウスシステムが社名を株式会社エディオンハウスシステムに変更。 株式会社イー・アール・ジャパン（現連結子会社）に出資し、55%の株式を取得。
2014年10月	ホームセンター事業を新設分割により株式会社ホームエキスポに承継、株式会社ホームエキスポの全株式を株式会社カーマ（現DCMカーマ株式会社）に譲渡。
2016年 8 月	株式会社イー・アール・ジャパンの株式を30%取得。
2017年 3 月	株式会社イー・アール・ジャパンの全株式を取得。
2017年 8 月	フォーレスト株式会社（現連結子会社）の全株式を取得。
2018年 3 月	株式会社eーロジに出資し、80%の株式を取得。
2018年 6 月	株式会社福德（現連結子会社）の全株式を取得。
2018年10月	株式会社エディオンコミュニケーションズを吸収合併
2019年 9 月	株式会社eーロジの全株式を取得。
2019年11月	株式会社ジェイトップ（現連結子会社）の全株式を取得。
2019年12月	夢見る株式会社（現連結子会社）の全株式を取得
2020年 3 月	株式会社福德が社名をフォーレスト酒販株式会社に変更。

3【事業の内容】

当企業グループは、(株)エディオンと、連結子会社9社（(株)サンキュー、フォーレスト(株)、フォーレスト酒販(株)、(株)エヌワーク、(株)ジェイトップ、(株)エディオンハウスシステム、(株)イー・アール・ジャパン、(株)eーロジ及び夢見る(株)）及び持分法適用関連会社3社（(株)ちゅピCOMふれあい、(株)サンフレッチェ広島及び(株)マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

当企業グループ各社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

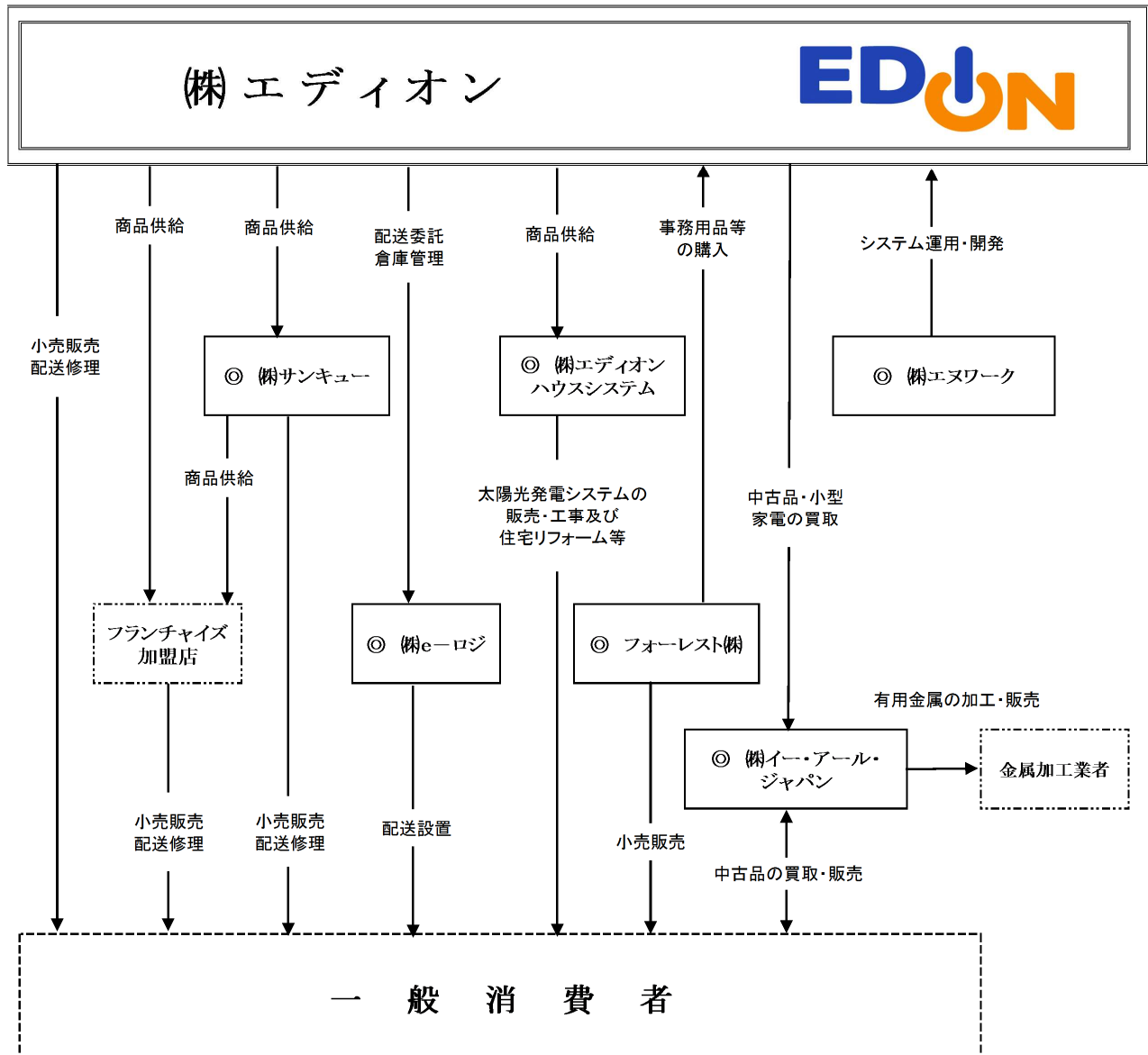
家庭電化商品等の販売	①直営店 (株)エディオン及び(株)サンキューは、家電量販店等（(株)エディオン：368店舗、(株)サンキュー：28店舗）を運営しております。 ②携帯電話専門店 (株)エディオンは、携帯電話専門店（(株)エディオン：31店舗）を運営しております。 ③通信販売 (株)エディオンは、インターネット上のショッピングサイト「エディオンネットショップ」を運営し、家庭電化商品等の通信販売事業を展開しております。 ④フランチャイズ店 フランチャイズ契約先（(株)エディオン：750店舗、(株)サンキュー：1店舗）に対して、家庭電化商品等の供給を行っております。
その他の事業	①(株)エディオンは、ソフト専門店6店舗を運営しております。 ②(株)エディオンは、インターネットサービスプロバイダ事業を行っており、会員数は約56万7千人であります。 ③フォーレスト(株)はオフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売を行っております。 ④フォーレスト酒販(株)は酒類等の販売を行っております。 ⑤(株)エヌワークは、情報システムの運用及び開発をしております。 ⑥(株)ジェイトップはフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。 ⑦(株)エディオンハウスシステムは、太陽光発電システムの販売・工事、住宅リフォーム等を行っております。 ⑧(株)イー・アール・ジャパンは、中古情報通信機器の買取・販売、使用済み家庭電化商品の解体・中間処理及び有用金属の加工・販売を行っております。 ⑨(株)eーロジは貨物運送・倉庫管理業等を行っております。 ⑩夢見る(株)はプログラミング教室等の運営を行っております。 ⑪関連会社(株)サンフレッチェ広島は、プロサッカーチームを運営しており、(株)エディオンはクラブトップパートナーを務めております。

⑫関連会社(株)ちゅピCOMふれあいは、有線テレビジョン放送事業及びCATVインターネット事業を行っております。

⑬関連会社(株)マルニ木工は、家具の製造販売を行っております。

以上に述べた企業集団等の概況を図示すれば下表のとおりであります。

(◎連結子会社、○持分法適用関連会社、△持分法非適用関連会社)



その他

- ◎ フォーレスト酒販(株)
- ◎ (株)ジェイトップ
- ◎ 夢見る(株)
- (株)ちゅピCOMふれあい
- (株)サンプレッチェ広島
- (株)マルニ木工
- △ ネオシステム(株)
- △ (株)HOUSALL

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱サンキュー	福井県福井市	10	家庭電化商品等の販売	100.00	当企業グループ内で商品の供給を受けております。 役員の兼任あり。
フォーレスト㈱	さいたま市 大宮区	90	オフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売	100.00	役員の兼任あり。
フォーレスト酒販㈱	さいたま市 大宮区	12	酒類等の販売	100.00	当企業グループ内で資金の貸付けを受けております。
㈱エヌワーク	名古屋市千種区	30	情報システムの運営及び開発	100.00	当企業グループの情報システムの運用及び開発を委託しております。 役員の兼任あり。
㈱ジェイトップ	名古屋市中村区	94	フリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送	100.00	役員の兼任あり。
㈱エディオンハウスシステム	広島市中区	20	太陽光発電システムの販売・工事 住宅リフォーム等	100.00	当企業グループ内で商品の供給を受けております。 役員の兼任あり。
㈱イー・アール・ジャパン	広島市中区	100	リユース事業及びリサイクル事業	100.00	当企業グループ内で中古品及び小型家電の買取をしております。 当企業グループ内で資金の貸付けを受けております。 役員の兼任あり。
㈱e-ロジ	広島市中区	50	貨物運送業、倉庫管理業等	100.00	当企業グループ内で資金の貸付けを受けております。 役員の兼任あり。
夢見る㈱	堺市北区	129	プログラミング教室等の運営	100.00	当企業グループ内で資金の貸付けを受けております。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) ㈱ちゅピCOMふれあい(注) 2	広島市中区	1,500	有線テレビジョン放送	16.45	役員の兼任あり。
㈱サンフレッチェ広島	広島市西区	220	プロサッカーチーム	46.96	㈱エディオンがクラブトップパートナーとなっております。 役員の兼任あり。
㈱マルニ木工	広島県廿日市市	100	家具の製造・販売	23.49	当企業グループ内で商品を供給しております。

- (注) 1. 主要な連結子会社にキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を導入し、資金の貸付け及び余剰資金の受入れ等一元管理を行っております。
2. 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を有しているため関連会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当企業グループの事業は、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、従業員の状況のセグメント別の記載は行っておりません。なお、部門別の従業員数は次のとおりであります。

2020年3月31日現在

部門別の名称	従業員数（名）
家庭電化商品等の販売	6,484 [5,333]
その他	1,366 [1,379]
全社（共通）	928 [399]
合計	8,778 [7,111]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数の〔 〕内は臨時雇用者数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
7,830 [6,273]	41歳4か月	16年7か月	5,219

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数の〔 〕内は臨時雇用者数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社にはエディオン労働組合があり、U Aゼンセンに加盟しております。

また連結子会社である㈱サンキューにはサンキュー労働組合があります。

2020年3月31日現在の組合員数は、エディオン労働組合が11,568名（出向者及び休職者含む）、サンキュー労働組合が911名で、労使関係は極めて円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当企業グループでは、「効用の提供と完全販売によるお客様第一主義の実現」を経営理念として掲げております。私たちはお客様に対して単に商品を販売するのではなく、商品を使用することによってもたらされる楽しさ、豊かさ、便利さ等、商品が持っている「価値」すなわち「効用の提供」をすること、およびその「効用」が維持されるよう優れたサービスを提供し、商品の寿命が尽きるまで最良の状態を使い続けていただく「完全販売」を行うことを私たちの使命であると考えております。また従業員一人ひとりが「おもてなしの心」を持ち、常にお客様への感謝の気持ちと、行き届いた心遣いによる誠実な応対を行うことで、お客様とのより良い信頼関係を長きにわたり築き上げていけるよう努めてまいります。

(2) 経営環境

当企業グループをとりまく経営環境は、今後の家電市場が買い替えを中心とした安定的な需要はあるものの大きな伸長が見込まれないことと、人口及び世帯数の減少が重要な課題であると認識しております。また、スマートフォンの普及によりeコマース市場の拡大が続いており、店舗販売を展開するうえでの様々な課題への対応も重要となっております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当企業グループでは、店舗における収益力の向上と企業の持続的な成長が必要であると認識しており、①販売力の強化、②成長分野への取り組み、③コスト抑制及び④コンプライアンスの徹底に努め、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

①販売力の強化

世代やニーズに合わせた販売促進策を行い、エディオンアプリ、ソーシャルメディアなどの活用や共通ポイント、キャッシュレス決済への対応などを行うことで、顧客接点の拡大と顧客サービスの充実を図ります。また、店舗においては、「体験と体感」・「発見と感動」をテーマとした売場を提供し、物流・サービス体制の強化も行うことで、顧客満足の向上を図ります。

さらに、電子プライス等のデジタルツールの活用により、生産性の向上を図ります。お客様のご要望や時代の変化などに機動力を上げて俊敏に対応することで、販売力の強化を図ってまいります。

②成長分野への取り組み

(i) リフォーム分野は今後も市場規模の拡大が見込まれており、売上拡大とともに施工体制の強化や施工品質の向上に努めております。また、外壁・屋根リフォーム等の新たな商品の開発、販売を行ってまいります。

(ii) 年々拡大するインターネット販売に対応するため、「エディオンネットショップ」を運営しています。ネットショップではエディオンポイントや長期修理保証など、店舗と同様のサービスをご利用いただけます。

(iii) キャッシュレス決済や共通ポイントなどの新しいサービスの軸となるスマートフォンなどの「モバイルネットワーク商品」も成長の柱として捉えております。

(iv) ロボットプログラミング教育を通じて、知識やスキルの習得だけでなく、創造的な考え方を主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいと考えております。

今後も家電量販店ならではの生活提案や新規商品の開発を行うことで、潜在的な顧客ニーズの発掘と売上拡大を図ってまいります。

③コスト抑制

収益力の向上を図るうえで、販売管理費のコントロールは重要な課題と考えております。従業員の販売力強化を図り、店舗の業務効率を改善し、また労働時間の適正化を図るなど、人件費の抑制に取り組んでおります。さらに、広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

④コンプライアンスの徹底

当企業グループでは、従業員が社会の一員として、また、エディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信用に結びついていくと考えております。今後も、社内研修を通して従業員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、社内体制を整備し、また内部統制、内部監査の強化や税務コーポレートガバナンスにも積極的に取り組み、健全かつ持続的な発展ができるようコンプライアンスを徹底してまいります。さらに、経営に関連する新たな法規制等にも迅速に対応してまいります。そのほか、当企業グループの子会社及び関連会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図るとともに、経営の管理、監督機能を強化することにより、当企業グループ全体のコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当企業グループは、事業基盤を強化し収益力を高め、営業利益率の向上に努めております。また、キャッシュ・フロー重視の経営を徹底するとともに、資産・負債の圧縮と収益力の更なる向上を図ることで資本効率を高め、中長期的にROE等の経営指標の改善に努めてまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界中への拡大で、今後の経済環境は厳しい状況が続くと予想されます。

家電小売業界におきましても、緊急事態宣言発出による一部店舗での休業や営業時間の短縮、来店客数の減少などにより、売上が減少するといった影響が出ています。

しかしながら、家電市場としては買い替えを中心とした需要が潜在的にあると考えられ、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後は売上が回復することを見込んでいます。

当企業グループでは、来店客数の減少が翌第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日）まで継続すると仮定し、その後の回復に向けて適切な準備を行っております。

また、当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年4月20日にリリースした「新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて」に記載してあるように、お客様をはじめ、お取引先様、従業員とご家族の安全と感染拡大防止を最優先に考え、下記の対応を行いました。

1. 店舗内での感染予防・感染拡大防止のための対応

- ・エスカレーターなどの店舗共用部など多くの方が触れる箇所の清掃を強化しております。
- ・レジカウンター等の飛沫感染防止として、ビニールカーテンやアクリル板等の設置をすすめています。
- ・レジ前においてお並び頂く際は、一定間隔を空けてお並び頂くことにご協力いただいております。
- ・トイレに設置しておりますハンドドライヤーの利用を停止しております。

2. 営業時間の変更について

- ・当社では、政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、一部店舗で営業時間を短縮、および臨時休業させていただきました。

3. 従業員・お取引先様の健康管理について

- ・従業員および入店勤務を行うお取引先様について出勤前の検温、マスクの着用、手洗いを徹底しております。
- ・発熱時は勤務を行わず、自宅にて静養いたします。
- ・就業中の発熱および体調不良の場合はすみやかに帰宅させ自宅待機を実施しています。
- ・従業員の同居家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は自宅待機を実施しています。
- ・店舗内の事務所等については十分な換気を行い、密閉空間とならないようにしています。
- ・会合、会議、イベントなど複数の人が集まる場所への参加を公私問わず原則禁止しています。

4. 配送・工事における感染予防・感染拡大防止対応について

商品のお届け時においては、マスクの着用を徹底し、設置・工事完了後は拭き清掃を行っております。

5. 事務所等の対応について

- ・本社その他の事務所においては、時差出勤・時短勤務・在宅勤務を実施しています。
- ・対面形式による来客応対を控え、テレビ会議を使用した商談を実施しております。
- ・不要不急の外出・出張を禁止しております。

当社は、お客様、従業員の安全確保を最優先に感染拡大防止に努め、政府の方針や行動計画に基づき対応方針を決定すると共に、適切な事業継続を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

当企業グループにおいて認識しております事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 季節的要因について

当企業グループは、㈱エディオン及び㈱サンキューを中心とした家電量販店グループであります。販売する商品の中には季節的要因により売上が左右される商品もあり、夏季における長期的な梅雨、冷夏や暖冬などによっては当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

エアコンを中心とした季節的要因によって売上が左右される商品については、気象庁が発表する中長期予報等を参考に在庫や配送・工事体制を調整しております。

また、冷夏や暖冬などで実際に売上に影響が出た場合は、季節的要因の影響がより少ない商品の販売促進を強化するなど、影響を最小限に抑えるよう商品政策・営業政策を変更いたします。

(2) 競合について

当企業グループは、関東・中部・近畿・中国・四国・九州地方に展開する㈱エディオン及び主に北陸・北海道地方を中心に展開する㈱サンキューで構成されておりますが、当企業グループが出店している一部の地域においては同様の商品を取り扱う他社の店舗が多数存在し競争が激化しております。また、現在当企業グループの店舗の近隣に他社の競合店舗が存在しない場合でも、今後の他社の新規出店によっては競争が激化してまいります。企業の統廃合や再編が繰り返される状況下で、お互いの出店競争や価格競争などが激化して当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

競合店舗の出店には常に注意を払い、状況を確認しておりますが、安易な価格競争などの対抗措置に頼ることなく、お客様との日頃からの信頼関係の醸成に力を注ぎ、お客様に満足していただける店舗として各地域での競争力を高めるように努めてまいります。

(3) 自然災害・事故等について

当企業グループは、自然災害や事故等からお客様の安全を確保するため、消防法等の法令遵守の徹底、店舗の耐震性の強化など、防災対策を徹底して行っております。しかしながら、地震・台風等の大規模な自然災害により店舗等が被災した場合や店舗において火災が発生した場合、被災店舗の営業休止、被害に遭われた方々に対する損害賠償責任、人的資源の喪失、固定資産やたな卸資産の被害等が発生し、当企業グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。また、取引先の被災等により通常の商品供給が困難となり、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に当企業グループは西日本を中心に出店をしており、出店地域で台風や地震が発生した場合は相対的に多くの被害が出ることも予想されます。

当企業グループでは各従業員や店舗の状況をすばやくメールやアプリで報告できるよう安否確認システムを導入し、被災状況の迅速な確認を行い、必要に応じて避難指示を出すなど、事業継続計画のもと従業員の安全確保に努めております。

また、乾電池や懐中電灯など防災上の必需物資を扱う企業として出来る限り営業を継続するように努力し、地域住民の支えになるよう努めてまいります。

(4) 情報セキュリティについて

当企業グループは、カード会員情報や顧客購入履歴データなど、多くの個人情報を取り扱っております。また、グループ各社の技術・営業等に関する機密情報等を多数保有しております。これらの情報については、「エディオングループ情報セキュリティ管理規程」によって厳重に管理されておりますが、不測の事態等により、万が一情報の流出等が発生した場合には、当企業グループに対する信頼が低下し、売上の減少など業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

昨今では常にサイバー攻撃に晒されるリスクがあり、当企業グループに対する不正なアクセスの監視を強化すると共に、従業員の情報の取り扱いに対する教育にも力を注いでおります。

(5) 固定資産の減損会計について

当企業グループは、店舗等に係る有形固定資産及び無形固定資産など多額の固定資産を保有しております。店舗等の収益性の低下により各店舗等の簿価が回収できない事が見込まれる場合、もしくは「固定資産の減損に係る会計基準」等の変更がある場合、当該店舗等について減損損失が計上され、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

各店舗等で収益性が低下し、減損損失の兆候が認識された場合、チラシなどの販売促進、価格戦略の見直しなどのサポートを行い、収益性の回復に努めております。

それでも収益性の回復が見込まれない場合は、適切に減損損失を計上し、連結財務諸表に反映いたします。

なお、当連結会計年度における減損損失は18億38百万円を計上しております。

(6) 店舗開発について

当企業グループの新規出店する際の出店先の選定については、店舗の採算性を最も重視しており、差入保証金や家賃等の出店条件、商圈人口、競合状況及び店前通行量等の事前立地調査に基づく投資回収期間及び予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。このため、当企業グループの出店条件に合致する物件が出店計画数に満たない場合には、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

出店候補地については日頃から情報収集を重ね、取締役も出席する会議で対象物件及び出店形態等を検討しております。

(7) 外部委託業者の活用について

当企業グループは、営業活動を行う上で、情報システム機器の管理、商品の配送・設置・修理や産業廃棄物の処理等、外部の業者と契約を締結し業務の一部を委託しております。これらの外部委託業者については、内部の「外注管理規程」や情報管理に関する諸規程等にしがたい厳正なる審査を行ったうえで外部委託業者の選定を行い、常にコンプライアンスに注視しておりますが、外部委託業者が業務を行ううえで遵守すべき法令やガイドラインに違反する行為があった場合には、当企業グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当企業グループは、外部委託業者の信用状況を常時確認しておりますが、これらの外部委託業者が倒産する等、予定されていた外部委託業者との取引に支障が生じた場合や、外部委託業者に対する売掛債権に予期せぬ貸倒が生じた場合にも、当企業グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制等について

①大規模小売店舗立地法について

当企業グループの出店及び増床に関しては、売場面積が1,000㎡超の場合「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）により、都市計画、交通渋滞、騒音といった地域環境等の観点から地元自治体の審査及び規制を受けております。今後の出店計画においても、これらの法的規制及び規制の変更等の影響を受ける可能性があります。

②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律について

当企業グループは、事業を遂行する上で、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）に基づく規制等によって、訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手続に関するリスクを有しております。訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手続により、当企業グループに対して損害賠償請求や規制当局による金銭的な賦課を課され、又は事業の遂行に関する制約が加えられる可能性があります、かかる訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手段は、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社は、公正取引委員会より2012年2月16日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続を進めておりましたが、同審判は、2018年3月20日に結審し、2019年10月2日付で当社の主張の一部を認める旨の審決（納付済みの課徴金4,047百万円から取消が認められた金額1,015百万円に加算金を付加した額を還付する等の判断）が下され、2019年10月4日付で還付を受けております。

当社は、本審決を受け、2019年11月1日付で、排除措置命令および課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

(9) 疫病・感染症の流行について

当企業グループの出店する地域において疫病・感染症の流行が発生した場合、来店客数の減少や営業時間の短縮による売上の減少などが発生し、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、世界的な流行に発展すると、メーカーからの商品供給の遅れや物流・配送体制に影響が出ることが想定され、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、日本国内においても一時期緊急事態宣言が全都道府県に発出されるなど、感染拡大に対する懸念が広がっております。

当企業グループにおきましても、一部の店舗で休業や営業時間の短縮を行うなど感染拡大防止への対応を進めておりますが、緊急事態宣言発出中は売上が前年を下回るなど一時的に影響が出ております。

しかしながら、家電市場としては買い替えを中心とした需要が潜在的にあると考えられ、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後は売上が回復することを見込んでおります。

なお、月次情報として開示しておりますPOS売上高（受注）の直営店前年比は4月度は87.9%、5月度は106.5%、5月度累計で97.4%となっております。（<https://www.edion.co.jp/ir/library/monthly>）

その他の全体に与える影響額等は現時点で合理的に見積もることが困難なため記載しておりません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における家電小売業界は、年度の前半は消費税率引上げ前の駆け込み需要に後押しされ、テレビや洗濯機、冷蔵庫などの高付加価値商品を中心に好調に推移しました。一方で、年度の後半は駆け込み需要の反動により全体的に売上が伸び悩むなど、大きく変動いたしました。

また、Windows7のサポート終了により買い換えが促進された事からパソコンの売上が大きく伸長しましたが、夏の天候不順や暖冬といった自然環境の影響により、エアコンを中心とした季節家電商品の売上が前年を下回る結果となりました。

こうした中で当企業グループにおきましては、「体験と体感」・「発見と感動」をテーマとした今まで以上にお客様にワクワク感や楽しさを提供できる新しいタイプの店舗として、大阪市に「エディオンなんば本店」、広島市に「エディオン広島本店」をそれぞれオープンいたしました。

一方で物流基盤とサービス体制の強化を図るため、全国でフリーペーパーや求人誌等の配送を行う株式会社ジェイトップを、またプログラミング教育事業の強化を図るため、全国でロボットプログラミング教室等の運営を行っている夢見る株式会社をそれぞれ子会社化いたしました。株式会社ジェイトップが持つ物流網と、夢見る株式会社が持つ教室運営ノウハウを、当社のビジネスに組み込む事で更なる事業拡大を目指してまいります。

当社は、今後も「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」として、様々な取り組みを行ってまいります。

連結業績の概況

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	前期比(%)
連結売上高(百万円)	718,638	733,575	14,937	102.1
営業利益(百万円)	17,842	12,284	△5,558	68.8
経常利益(百万円)	18,889	13,365	△5,523	70.8
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,642	10,977	△664	94.3

<連結売上高>

当連結会計年度の連結売上高は7,335億75百万円(前期比102.1%)となりました。これは、エアコンなどの季節家電商品が夏の天候不順や暖冬といった要因により伸び悩んだものの、消費税率引上げ前の駆け込み需要により、テレビや洗濯機、冷蔵庫など高付加価値商品を中心に好調に推移したことによるものであります。

<営業利益>

当連結会計年度の営業利益は122億84百万円(前期比68.8%)となりました。これは「エディオンなんば本店」や「エディオン広島本店」といった大型店舗の出店により、広告宣伝費や設備費が増加したほか、物流費や倉庫料といった配送コスト全般の上昇、決済手段の多様化に伴う手数料の増加、携帯電話や高付加価値商品に対する販促策としてのポイント付与の増加により販売費及び一般管理費が増加したことによるものであります。

<経常利益>

当連結会計年度の経常利益は133億65百万円(前期比70.8%)となりました。これは主に営業利益の減少によるものであります。

<親会社株主に帰属する当期純利益>

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は109億77百万円(前期比94.3%)となりました。これは主に固定資産売却益が13億63百万円、課徴金返還額が12億36百万円及び減損損失が18億38百万円あったこと等によるものがあります。

なお、商品分類別売上高は以下のとおりです。

商品分類別売上高

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	49,179	6.8	54,952	7.5	111.7
ビデオ・カメラ	24,722	3.4	22,892	3.1	92.6
オーディオ	13,351	1.9	13,584	1.9	101.7
冷蔵庫	53,214	7.4	56,709	7.7	106.6
洗濯機・クリーナー	69,832	9.7	73,344	10.0	105.0
電子レンジ・調理家電	35,807	5.0	36,268	4.9	101.3
理美容・健康器具	26,292	3.7	25,716	3.5	97.8
照明器具	7,578	1.1	6,798	0.9	89.7
エアコン	78,424	10.9	73,330	10.0	93.5
その他空調機器	22,250	3.1	20,332	2.8	91.4
その他	21,100	2.9	21,303	2.9	101.0
小計	401,754	55.9	405,234	55.2	100.9
情報家電					
パソコン	40,165	5.6	50,346	6.9	125.4
パソコン関連商品	44,018	6.1	44,023	6.0	100.0
携帯電話	72,149	10.0	65,265	8.9	90.5
その他	16,897	2.4	16,215	2.2	96.0
小計	173,231	24.1	175,850	24.0	101.5
その他					
ゲーム・玩具	25,123	3.5	26,699	3.7	106.3
音響ソフト・楽器	3,363	0.5	3,113	0.4	92.6
住宅設備	45,755	6.4	51,496	7.0	112.6
家電修理・工事収入	29,001	4.0	29,483	4.0	101.7
その他	40,409	5.6	41,698	5.7	103.2
小計	143,652	20.0	152,491	20.8	106.2
合計	718,638	100.0	733,575	100.0	102.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結財政状態

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	比較増減
総資産（百万円）	355,947	350,024	△5,923
負債（百万円）	177,775	169,623	△8,152
純資産（百万円）	178,172	180,400	2,228
自己資本比率（％）	50.1	51.5	1.4
1株当たり純資産（円）	1,601.53	1,685.50	83.97
有利子負債残高（百万円）	47,109	44,249	△2,860

総資産は、前連結会計年度末と比較し59億23百万円減少し、3,500億24百万円となりました。これは在庫を大幅に圧縮した事により商品及び製品が54億円減少したものの、現預金が69億38百万円増加したこと等により流動資産が8億60百万円増加したため、また、株式会社ジェイトップ及び夢見る株式会社の連結子会社化に伴い無形固定資産（主にのれん）が25億40百万円増加したものの、土地や建物の売却等により有形固定資産が90億79百万円減少したこと等により固定資産が67億83百万円減少したためであります。

負債は、前連結会計年度末と比較し81億52百万円減少し、1,696億23百万円となりました。これは年度末の商材確保に伴い支払手形及び買掛金が32億94百万円増加したものの、未払法人税等が30億76百万円、未払消費税等が28億41百万円、流動負債のその他に含まれる未払金が34億9百万円それぞれ減少したこと等により流動負債が61億67百万円減少したため、また、長期借入金が23億10百万円減少したこと等により固定負債が19億84百万円減少したためであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較し22億28百万円増加し、1,804億円となりました。これは主に、剰余金の配当により39億18百万円、自己株式の取得により49億97百万円それぞれ減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益により109億77百万円増加したためであります。

詳細は連結株主資本等変動計算書をご参照下さい。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の50.1％から当連結会計年度末は51.5％となりました。

②キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	28,304	25,278	△3,025
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△12,419	△5,559	6,859
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△15,077	△12,780	2,296
現金及び現金同等物の増減額（百万円）	808	6,938	6,130
現金及び現金同等物の期首残高（百万円）	8,227	9,035	808
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	9,035	15,974	6,938

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較し69億38百万円増加し、159億74百万円（前期比176.8％）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は252億78百万円（前連結会計年度に得られた資金は283億4百万円）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が135億6百万円、減価償却費が112億45百万円、減損損失が18億38百万円、売上債権の減少による資金の増加が31億30百万円、たな卸資産の減少による資金の増加が54億30百万円、仕入債務の増加による資金の増加が30億16百万円、法人税等の支払額が63億79百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は55億59百万円（前連結会計年度に使用した資金は124億19百万円）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が89億28百万円、有形固定資産の売却による収入が86億74百万円、無形固定資産の取得による支出が14億10百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が23億82百万円、差入保証金の差入による支出が19億70百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は127億80百万円（前連結会計年度に使用した資金は150億77百万円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が29億51百万円、自己株式の取得による支出が49億97百万円、配当金の支払額が36億8百万円あったこと等によるものであります。

(当企業グループのキャッシュ・フロー指標のトレンド)

	第15期 2016年3月期	第16期 2017年3月期	第17期 2018年3月期	第18期 2019年3月期	第19期 2020年3月期
自己資本比率（％）	39.4	41.2	45.7	50.1	51.5
時価ベースの自己資本比率（％）	23.4	27.0	36.9	30.2	27.3
債務償還年数（年）	1.9	3.5	2.7	1.7	1.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ	60.0	40.9	51.7	96.6	105.5

自己資本比率：（純資産－新株予約権－非支配株主持分）／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容等

経営者の視点による当企業グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当企業グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

また、経営者の問題認識と今後の方針については「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当企業グループのキャッシュ・フローの状況は、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当企業グループの運転資金需要のうち主なものは、家庭電化商品等の仕入れのほか、販売費及び一般管理費などの営業費用であります。営業費用の主なものは広告宣伝費、給料手当及び賞与、法定福利及び厚生費等の人件費のほか、水道光熱費、地代家賃及び修繕維持費等であります。

設備資金需要のうち主なものは、新規店舗出店に伴う建物及び工具、器具及び備品の取得のほか、差入保証金等であります。

当企業グループは、基本的に運転資金については、自己資金または短期借入金により調達しております。

これに対し設備資金については、自己資金、長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債で調達しており、2020年3月31日現在、1年以内に返済予定のものを含む長期借入金の残高は418億6百万円であり金融機関からの借入等によるものであります。また、転換社債型新株予約権付社債の残高は151億17百万円であります。

当企業グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出すことによって、当企業グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備資金を調達することが可能と考えております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当企業グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響として、当企業グループにおいては一部店舗での休業や営業時間の短縮、来店客数の減少などがあり、売上高の減少リスクが生じております。

当企業グループでは、こうした影響が翌第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日）まで継続し、その後緩やかに回復するとの仮定を置いて繰延税金資産の回収可能性の判断、のれん及び固定資産の減損テストの判定などの会計上の見積りを行っております。

また同じ仮定の下で通期連結業績予想の算出を行い、2020年5月14日に発表しております。

当該見積りは現時点で入手可能な情報に基づいた見積りではありますが、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変更が生じた場合には、当企業グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については連結財務諸表「注記事項（追加情報）」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) クレジット契約

当企業グループは、クレジット販売に関してクレジット会社と加盟店契約を締結しております。

a 契約の内容	消費者に対して販売した商品代金等をクレジット会社が購入者に代わって立替払いすること。
b 契約先	株式会社オリエントコーポレーション、株式会社セディナ、三井住友カード株式会社、楽天カード株式会社、三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジェーシービー、イオンクレジットサービス株式会社、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc、トヨタファイナンス株式会社、株式会社クレディセゾン 他
c 契約期間	1年間（自動更新）

(2) フランチャイズ契約

当企業グループは、経営理念を同じくする他社と提携し、共存共栄を図りながら経営基盤の拡充を行うことを目的として、独自のシステムによるフランチャイズ契約を締結し、チェーン店を展開しております。

a 契約の目的	当社及び当社の一部の子会社（甲）は、加盟店（乙）に対して甲の店名・商標その他営業の象徴となるもの及び商品並びに経営ノウハウを提供し、乙は受け入れたノウハウに基づき資金・人材を投下し、甲と同一と見られるイメージのもとに継続して営業を行うことにより、両者が繁栄発展することを目的とする。
b 仕入及び販売	乙の販売する商品は甲から仕入れ、甲の提供したノウハウによって消費者に販売しアフターサービスを行う。
c 代金決済	甲は、乙の販売実績に応じた定率のマーヅンを原価相当額に加算して乙への請求額とし、乙は請求締日から30日以内に現金又は手形で決済する。
d 営業助成	甲は、商品情報・市場動向情報を提供し、販売技術・展示技術・販売促進・配送設置・アフターサービスの実施・その他営業管理全般にわたる助成と教育指導を行う。
e 契約期間	契約発効の日から満5ヶ年とし、5年経過後、双方協議の上更に5年間延長する。その後、契約期間満了3ヶ月前までに双方異議ないときは、この契約は自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当企業グループは、販売力強化を図るために家電直営店を6店舗新設し、1店舗を建替え、また2店舗を移転いたしました。一方で家電直営店5店舗を閉鎖いたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は127億12百万円となりました。その部門別内訳は以下のとおりであります。

種別	店名・部門名	金額（百万円）
家庭電化商品販売部門		
新設によるもの	エディオンなんば本店他	4,225
移転、増床によるもの	エディオン広島本店他	2,678
既存店増強によるもの		2,771
システムの開発によるもの		1,771
翌期以降の投資によるもの		935
家庭電化商品販売部門小計		12,382
その他部門	本社部門	330
その他部門小計		330
合計		12,712

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大阪事務所他本社施設 (大阪市北区他)	管理業務	事務所	1,041	534	258 (3,476) [19,607]	—	57	1,892	1,028
長野県内店舗（11店）	家電販売	店舗設備	278	86	22 (694) [31,443]	—	28	415	129
岐阜県内店舗（26店）	家電販売	店舗設備	1,555	204	35 (678) [83,655]	—	64	1,859	279
静岡県内店舗（24店）	家電販売	店舗設備	1,217	153	34 (661) [71,942]	15	45	1,467	341
愛知県内店舗（70店）	家電販売	店舗設備	5,066	558	6,392 (33,930) [134,253]	798	148	12,963	1,153
三重県内店舗（17店）	家電販売	店舗設備	434	90	— [51,312]	19	18	562	228
滋賀県内店舗（9店）	家電販売	店舗設備	597	36	531 (11,776) [24,920]	—	—	1,165	123
京都府内店舗（17店）	家電販売	店舗設備	1,456	203	836 (6,853) [23,398]	—	15	2,511	230

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大阪府内店舗（41店）	家電販売	店舗設備	9,332	2,241	7,891 (39,660) [122,710]	189	43	19,698	824
兵庫県内店舗（34店）	家電販売	店舗設備	3,719	546	2,827 (12,849) [103,778]	142	69	7,305	657
奈良県内店舗（5店）	家電販売	店舗設備	660	76	— [28,536]	18	0	756	88
和歌山県内店舗（3店）	家電販売	店舗設備	3	4	— [4,061]	—	—	7	27
鳥取県内店舗（5店）	家電販売	店舗設備	785	48	805 (7,345) [3,303]	—	—	1,639	87
島根県内店舗（7店）	家電販売	店舗設備	805	38	1,551 (17,044) [17,226]	—	11	2,407	98
岡山県内店舗（21店）	家電販売	店舗設備	2,809	202	4,953 (24,692) [25,932]	19	59	8,044	360
広島県内店舗（36店）	家電販売	店舗設備	14,080	1,268	15,808 (47,949) [89,708]	133	84	31,376	972
山口県内店舗（15店）	家電販売	店舗設備	2,448	150	4,908 (34,929) [40,146]	19	68	7,595	241
関東地区店舗（10店）	家電販売	店舗設備	54	55	— [12,540]	17	—	127	157
四国地区店舗（16店）	家電販売	店舗設備	2,093	147	1,100 (5,193) [53,227]	19	28	3,389	270
九州地区店舗（39店）	家電販売	店舗設備	3,315	330	2,626 (20,004) [89,708]	44	32	6,350	538
連結会社への 賃貸設備	その他	店舗設備	—	63	— [—]	206	—	270	—
連結会社以外への 賃貸設備	その他	店舗設備	2,430	198	8,715 (94,773) [124,298]	—	0	11,344	—
その他	その他	その他	145	—	307 (1,148) [—]	—	—	452	—
合計	—	—	54,332	7,241	59,609 (363,661) [1,155,713]	1,644	776	123,604	7,830

（注）１．従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

２．連結会社以外の者から賃借している土地の面積は、[] で外書しております。

(2) 国内子会社

①株式会社サンキュー

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社施設等 (福井県福井市他)	管理業務	事務所	63	11	1	—	—	77	14
北海道内店舗（9店）	家電販売	店舗設備	1,028	78	407 (12,047) [135,949]	—	3	1,517	204
富山県内店舗（7店）	家電販売	店舗設備	25	15	— [25,868]	—	0	40	52
石川県内店舗（4店）	家電販売	店舗設備	1,427	80	58 (1,677) [62,221]	—	5	1,573	151
福井県内店舗（5店）	家電販売	店舗設備	1,903	125	— [56,069]	—	—	2,029	138
山陰地区店舗（3店）	家電販売	店舗設備	595	18	— [29,155]	—	—	613	62
連結会社への 賃貸設備	その他	店舗設備	112	0	— [13,934]	—	—	112	—
連結会社以外への 賃貸設備	その他	店舗設備	22	0	— [3,060]	—	—	22	—
合計	—	—	5,178	331	468 (13,724) [326,259]	—	8	5,987	621

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

2. 連結会社以外の者から賃借している土地の面積は、[] で外書しております。

②その他の主要な連結子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
フォーレスト (株)	さいたま市 大宮区	オフィス 用品等の 販売	事務所等	8	35	—	8	10	62	72
フォーレスト 酒販(株)	さいたま市 大宮区	その他	店舗設備	—	0	—	—	—	0	—
(株)エヌワーク	名古屋市 千種区	その他	事務所等	12	47	—	—	—	60	96
(株)ジェイトッ プ	名古屋市 中村区	その他	事務所等	20	10	0 (6)	4	0	35	89
(株)エディオン ハウスシステ ム	広島市 中区	その他	事務所等	—	0	—	—	—	0	21
(株)イー・ア ール・ジャパ ン	広島市 中区	その他	工場設備	428	4	423 (19,707)	94	61	1,012	17
(株)e-ロジ	大阪市 北区	その他	事務所等	—	0	—	—	—	0	7
夢見る(株)	堺市 北区	その他	事務所等	42	2	—	—	—	45	25

(注) 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度後1年間の設備投資（新規出店に伴う新設）は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	投資予定額		着手年月	完了予定年月	予定売 場面積 (㎡)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
(株)エディオン	J R 芦屋駅店 (兵庫県芦屋市)	家電販売	新設	87	31	2020年2月	2020年4月	271
	豊田四郷店 (愛知県豊田市)	家電販売	新設	418	129	2020年3月	2020年4月	1,628
	ファニチャー ドーム岡 崎大樹寺店 (愛知県岡崎市)	家電販売	新設	231	—	2020年2月	2020年4月	2,307
	シーモール下関店 (山口県下関市)	家電販売	移転	153	—	2020年4月	2020年6月	1,702
	中部地区 2店舗	家電販売	新設	502	32	未定	2020年9月	3,305
	近畿地区 2店舗	家電販売	新設	462	—	未定	2020年11月	4,214
	九州地区 1店舗	家電販売	新設	176	—	未定	2020年11月	1,652
	合計			2,034	193			14,981

- (注) 1. 今後の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によって充当する予定であります。
 2. 所在地に複数の店舗があるため、着手年月については、当該店舗のうち着手年月が最も早いものを、完成予定年月については、当該店舗のうち完成予定年月日が最も遅いものを記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2020年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2020年6月29日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	112,005,636	112,005,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	112,005,636	112,005,636	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2014年9月17日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,500個及び代替新株予約 権付社債に係る本社債の 額面金額合計額を1,000万 円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	91,680（注）1	92,980（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	872.6（注）2	860.4（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 872.6 資本組入額 437.0 （注）4	発行価格 860.4 資本組入額 430.2 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	（注）8	同左
新株予約権付社債の残高（百万円）	80	80

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は、当社普通株式(単元株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (3) 転換価額の調整条項に該当したため、2016年4月1日以降896円から894円に調整されている。
 - (4) 転換価額の調整条項に該当したため、2017年4月1日以降894円から888.8円に調整されている。
 - (5) 転換価額の調整条項に該当したため、2018年4月1日以降888.8円から883.3円に調整されている。
 - (6) 転換価額の調整条項に該当したため、2019年4月1日以降883.3円から872.6円に調整されている。
 - (7) 転換価額の調整条項に該当したため、2020年4月1日以降872.6円から860.4円に調整されている。
3. 2014年10月17日から2021年9月17日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年9月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2021年7月1日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBB+以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
 なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.(2)と同様の調整に服する。
 - (i)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii)上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、(注) 3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. (2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年6月3日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,500個及び代替新株予約 権付社債に係る本社債の 額面金額合計額を1,000万 円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,420,303（注）1	12,596,573（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,207.7（注）2	1,190.8（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,207.7 資本組入額 604.0 （注）4	発行価格 1,190.8 資本組入額 595.4 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	（注）8	同左
新株予約権付社債の残高（百万円）	15,000	15,000

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は、当社普通株式(単元株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 転換価額の調整条項に該当したため、2016年4月1日以降1,240円から1,237.2円に調整されている。

(4) 転換価額の調整条項に該当したため、2017年4月1日以降1,237.2円から1,230.1円に調整されている。

(5) 転換価額の調整条項に該当したため、2018年4月1日以降1,230.1円から1,225.5円に調整されている。

(6) 転換価額の調整条項に該当したため、2019年4月1日以降1,225.5円から1,207.7円に調整されている。

(7) 転換価額の調整条項に該当したため、2020年4月1日以降1,207.7円から1,190.8円に調整されている。

3. 2015年7月3日から2025年6月5日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年6月5日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2025年3月19日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2025年1月1日に開始する四半期に関しては、2025年3月18日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBB+以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
 なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.(2)と同様の調整に服する。

 - (i)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii)上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、(注) 3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. (2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2014年9月17日取締役会決議)

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	50	50
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	573,000	573,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	872.6	872.6
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	—	1,492
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—	16,804,117
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	—	887.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—	—

②2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2015年6月3日取締役会決議)

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年9月11日 (注)	6,340,000	112,005,636	1,765	11,940	1,765	64,137

(注) 第三者割当 発行価格 557円
資本組入額 278.5円
割当先 株式会社L I X I Lグループ

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	48	31	462	212	39	45,603	46,395	－
所有株式数 （単元）	－	333,650	8,966	178,043	196,396	88	401,979	1,119,122	93,436
所有株式数の 割合（％）	－	29.81	0.80	15.91	17.55	0.01	35.92	100.00	－

(注) 1. 証券保管振替機構名義の株式2,222株は、「その他の法人」の欄に22単元及び「単元未満株式の状況」の欄に22株含めて記載しております。
2. 自己株式4,974,637株は、「個人その他」の欄に49,746単元及び「単元未満株式の状況」の欄に37株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社L I X I Lグループ	東京都江東区大島二丁目1番1号	8,961	8.37
エディオングループ社員持株会	大阪市北区中之島二丁目3番33号	7,767	7.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,209	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,172	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,877	3.62
株式会社ダイイチ	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	3,449	3.22
久保 允誉	広島市東区	2,104	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,837	1.72
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,811	1.69
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,692	1.58
計	—	40,883	38.20

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式が4,974千株あります。

3. 2019年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2019年5月15日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号	株式 4,750,400	4.24
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	株式 200,000	0.18

4. 2019年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2019年5月27日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 1,692,302	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 3,414,100	3.05
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	株式 390,900	0.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	株式 173,656	0.16

5. 2020年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社、みずほインターナショナル（Mizuho International plc）が2020年2月14日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	株式 1,105,777	0.97
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 5,019,600	4.43
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	株式 0	0.00

6. 2020年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）、ノムラ セキュリテーズ インターナショナル（NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.）、野村アセットマネジメント株式会社が2020年3月31日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 4,125,083	3.55
ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	株式 290,219	0.25
ノムラ セキュリテーズ イン ターナショナル（NOMURA SECURITIES INT ERNATIONAL, Inc.）	Worldwide plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	株式 0	0.00
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 3,743,000	3.34

（7）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 4,974,600	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 106,937,600	1,069,376	同上
単元未満株式	普通株式 93,436	—	—
発行済株式総数	112,005,636	—	—
総株主の議決権	—	1,069,376	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

②【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二 丁目1番18号	4,974,600	—	4,974,600	4.44
計	—	4,974,600	—	4,974,600	4.44

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の内容)

①制度の概要

当社は、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象にした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理いたします。

②取締役及び執行役員に交付する予定の株式の総数

1年当たり、470,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）

③当該制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象取締役等のうち、受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年6月27日)での決議状況 (取得期間 2019年7月1日～2019年12月23日)	5,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	4,882,900	4,995,674,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	117,100	4,325,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.3	0.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	2.3	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,998	2,219,481
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

2. 当事業年度の内訳は単元未満株式の買取1,998株であります。

会社法第155条第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,400	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

2. 当事業年度の内訳は2018年度の譲渡制限付株式報酬の条件未達による返還額1,400株であります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 3	666, 000	599, 324, 000	—	—
保有自己株式数	4, 974, 637	—	4, 974, 637	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。
3. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数573,000株、処分価額の総額500,000,000円)及び取締役及び執行役員に対する株式報酬(株式数93,000株、処分価額の総額99,324,000円)であります。

3 【配当政策】

当社は、グループとして安定的な経営基盤の確保に努めるほか、株主還元を経営の重要課題と考えており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

また、当社は「取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

これらの基本方針をもとにして、当事業年度は1株当たり34円(うち中間配当18円)の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後の設備投資等の経営基盤強化に役立てることとし、将来における株主様の利益確保に役立てる所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月31日 取締役会	1, 916	18
2020年6月26日 定時株主総会	1, 712	16

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型のビジネスを展開しており、サービス型小売業として地域社会に受け入れられ、広くご愛顧をいただくために以下の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともにステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を全ういたします。

第三に、迅速かつ的確な意思決定と強力な業務執行を行うトップマネジメント体制づくり及び現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーションの向上に努めます。

当企業グループではこれらを確実に機能させるための経営監視体制を構築し、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っているほか、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬委員会」及び「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置しております。

「指名報酬委員会」は過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とし、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討いたします。

「マネジメント・ディスカッションミーティング」は、代表取締役及び社外役員から構成され、経営上重要な課題に関する意見交換を行っております。

また、監査役会は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行について厳正な監査を実施し、内部監査部門と連絡会議等による情報共有を図っております。

以上の体制をとることにより、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当企業グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主様、お客様、お取引先様、地域社会というステークホルダーからいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型の小売業であります。

競争と変化の激しい経営環境の中で発展を続けるとともに、「サービス型小売業」として地域社会に受け容れられ、広くご支持をいただくためには、第一に当企業グループ内のガバナンスが重要な経営課題であると認識しております。適切な権限移譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については取締役会及び強力な業務執行を行うトップマネジメント体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役会に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に絶えず努めております。第二に当企業グループとステークホルダーとの良好な関係づくりが重要な経営課題であると認識しております。そのため各ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、各ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。さらにまた、お客様にご信頼をいただくための前提として、役員・社員のコンプライアンス（法令遵守）徹底に向けた組織的対応も欠かすことはできません。当企業グループではこれらをすべて併せてコーポレート・ガバナンスの課題としてとらえております。

当社においては、取締役が本部長を務めることによって、経営上の課題等を迅速かつ的確に把握し、管理機能の強化と各営業店舗までの迅速な経営意思の徹底を図ります。また、関係会社管理規程に従い、各子会社の独自性・特性を踏まえつつ、エディオングループとしての基本的ルールを遵守させるとともに、グループ間での人材交流を図りコミュニケーションを活性化することで、グループ全体としての意思統一を図っております。

イ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

- 当企業グループにおける主要機関及び内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況の模式図は次の図のとおりであります。



ロ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に則した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築しております。

ハ．責任限定契約の内容の概要及びその理由

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等を除く取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、監査役1名及び社外監査役2名との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

ヘ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

ト．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への安定的かつ機動的な利益還元を図ることを目的としております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長 執行役員	久保 允誉	1950年2月18日生	1992年4月 ㈱ダイイチ (現㈱エディオン) 代表取締役社長 2002年3月 当社代表取締役会長 2003年7月 当社代表取締役社長 2004年10月 ㈱ふれあいチャンネル (現㈱ちゅびCOMふれあい) 代表取締役副社長 (現) 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長 2015年2月 ㈱サンフレッチェ広島代表取締役会長 (現) 2018年4月 ㈱サンキュー代表取締役会長 (現) 2018年6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 (現)	(注) 3	2,105
取締役 専務執行役員 経営企画本部長	山崎 徳雄	1957年1月15日生	2009年6月 当社取締役 2012年4月 当社経営企画本部長兼広報部長 2012年6月 当社常務取締役 2012年10月 当社経営企画本部長兼経営企画部長兼広報部長 2014年2月 当社経営企画本部長 (現) 2014年6月 当社専務取締役 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現)	(注) 3	39
取締役 専務執行役員 営業本部長 兼商品統括部長	新 晶	1955年5月7日生	2016年8月 シャープ株式会社常務アジアパシフィック・中近東代表兼Sharp Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長兼社長 2017年3月 当社執行役員 当社E L S統括部長 2017年6月 当社常務取締役 2018年2月 当社営業本部長 2018年4月 当社営業本部長兼商品統括部長 (現) 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現)	(注) 3	22
取締役 専務執行役員 物流ITサービス本部長	金子 悟士	1972年8月1日生	1998年4月 日本オラクル㈱入社 2001年5月 Oracle Corporation, Senior Software Engineer 2007年12月 Loudmouth Golf LLC, Chief Information Officer 2012年1月 同社Managing Director International 2013年10月 ㈱Loudmouth Japan (現 ㈱ラウドマウスジャパン) 代表取締役社長 (現) 2014年1月 Loudmouth Golf LLC, Chief Strategy Officer & Managing Director 2016年6月 Oracle Corporation, Group Manager 2018年6月 当社社外取締役 2019年2月 当社取締役専務執行役員 (現) 当社物流ITサービス本部長 (現) 2019年6月 ㈱eーロジ代表取締役社長 (現)	(注) 3	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 管理本部長	小谷野 薫	1963年1月27日生	2010年1月 日本総合アドバイザー事務所代表 2012年4月 (株)サンフレッチェ広島取締役 2012年9月 同社常務取締役 2013年1月 同社代表取締役社長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 当社管理本部長（現） 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2017年12月 フォーレスト(株)代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現）	(注) 3	34
取締役	石橋 省三	1949年7月5日生	1995年1月 (株)野村総合研究所経営開発部長 1997年4月 野村證券(株)金融研究所経営調査部長 1998年6月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 2000年5月 リーマン・ブラザーズ証券(株)マネー ジング・ディレクター 2003年9月 一般財団法人石橋湛山記念財団代表 理事（現） 2004年4月 国立大学法人東京医科歯科大学理 事 2005年4月 学校法人立正大学学園監事 2007年6月 (株)みんかぶ（現(株)ミンカブ・ジ・ インフォノイド）社外監査役 2008年4月 学校法人栗本学園（名古屋商科大 学）理事（現） 2014年6月 当社社外取締役（現） 2017年3月 (株)みんかぶ（現(株)ミンカブ・ジ・ インフォノイド）社外取締役 （現）	(注) 3	—
取締役	高木 施文	1962年12月23日生	1990年4月 弁護士登録 ブレークモア法律事務所入所 1992年10月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田 法律事務所入所 1999年8月 東京青山・青木・狛法律事務所パ ートナー 2002年8月 ホワイト&ケース法律事務所パ ートナー 2014年3月 高木法律事務所開業 2015年6月 当社社外取締役（現）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	眞弓 奈穂子	1955年10月29日生	1977年4月 岡三証券(株)入社 1993年7月 チューリヒ・スカダー・インベ ストメント・ジャパン(株) (現ドイ チェ・アセット・マネジメント(株)) 年金営業部グループリーダー 2002年5月 同社常務執行役員年金クライアン トサービス部ヘッド 2002年7月 ユービーエス・グローバル・アセ ット・マネジメント(株) (現UBS アセット・マネジメント(株)) 常務 取締役年金営業部ヘッド 2005年8月 ラザード・ジャパン・アセット・ マネージメント(株)マーケティン グ・クライアントサービス部ディ レクター年金チームヘッド 2019年6月 当社社外取締役 (現)	(注) 3	—
取締役	福島 淑彦	1963年10月30日生	1990年4月 ソロモンブラザーズアジア証券(株) (現シティグループ証券(株)) 入社 1995年7月 スウェーデン王立ストックホルム 大学経済学講師 2003年4月 名古屋商科大学総合経営学部助教 授 2006年7月 名古屋商科大学総合経営学部教授 2007年4月 早稲田大学政治経済学術院教授 (現) 2010年4月 早稲田大学CSR研究所所長 2019年6月 当社社外取締役 (現)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	山田 富士雄	1959年8月29日生	1982年3月 (株)栄電社 (現(株)エディオン) 入社 2010年4月 当社財務部長 2013年4月 当社執行役員 当社管理本部財務経理統括部長兼 財務部長 2015年4月 当社管理本部財務経理統括部長兼 管理部長 2017年4月 当社管理本部財務経理統括部長 2017年6月 当社監査役 (現) (株)サンキュー監査役 (現) (株)エヌワーク監査役 (現) (株)エディオンハウスシステム監査 役 (現) (株)イー・アール・ジャパン監査役 (現) 2018年3月 (株)e-ロジ監査役 (現) 2019年11月 (株)ジェイトップ監査役 (現)	(注) 4	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	竹原 相光	1952年4月1日生	1977年1月 ピートマーウィックミッチェル会計事務所 1981年12月 クーパースアンドライブランド会計事務所 1996年8月 中央監査法人代表社員 2005年4月 ZECOOPパートナーズ(株)代表取締役 2007年 公認会計士試験 試験委員 2014年6月 当社社外監査役(現) 2015年6月 元気寿司(株)社外取締役(現) 2016年6月 三菱製紙(株)社外取締役(現) 2017年11月 ZECOOPパートナーズ(株)取締役会長(現) 2020年6月 (株)東京放送ホールディングス社外監査役(現)	(注) 5	—
監査役	福田 有希	1963年7月30日生	1997年1月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年8月 税理士登録 福田公認会計士・税理士事務所開業 2016年4月 大阪地方裁判所・高等裁判所専門委員(現) 2017年6月 当社社外監査役(現) 2017年11月 株式会社精工監査役(現)	(注) 4	—
計					2,214

- (注) 1. 取締役石橋省三、取締役高木施文、取締役眞弓奈穂子及び取締役福島淑彦は、社外取締役であります。
2. 監査役竹原相光及び監査役福田有希は、社外監査役であります。
3. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、変化する経営環境に迅速かつ柔軟に対応する体制を構築し、企業価値の一層の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

提出日現在の役員を兼務する者以外の執行役員は以下の24名であります。

役名	職名	氏名
上席執行役員	物流 I T サービス本部 物流サービス統括部長 兼 LC 企画・管理部長	池畑 裕次
上席執行役員	(株)サンキュー 代表取締役社長	道法 一雅
上席執行役員	物流 I T サービス本部 情報システム統括部長 兼 情報システム開発部長	藤原 弘和
上席執行役員	営業本部 営業統括部長	高橋 浩三
上席執行役員	営業本部 E L S 統括部長	小島 規和
上席執行役員	営業本部 モバイル・ネットワーク統括部長 兼 モバイル・ネットワーク営業部長	佐藤 篤
上席執行役員	営業本部 E C ・ビジネス統括部長 兼 フォーレスト(株) 代表取締役社長 兼 フォーレスト酒販(株) 代表取締役社長	浄弘 晴義
執行役員	内部監査室長	加藤 孝宏
執行役員	営業本部 営業統括部 近畿営業部長	高田 健
執行役員	営業本部 営業統括部 中部営業部長	伊藤 克彦
執行役員	管理本部 総務統括部長	片岸 浩一
執行役員	経営企画本部 店舗開発統括部長	山田 英司
執行役員	管理本部 財務経理統括部長 兼 財務部長	浅野間 康弘
執行役員	営業本部 営業統括部 九州営業部長	北川 和男
執行役員	営業本部 営業統括部 中四国営業部長	門世 栄次郎
執行役員	倉敷本店長	西尾 啓作
執行役員	広島本店長	渡辺 伸一
執行役員	営業本部 営業戦略統括部長 兼 営業支援部長	乗常 久志
執行役員	経営企画本部 人事統括部長 兼 人事部長	山下 浩樹
執行役員	営業本部 営業統括部 関東静岡営業部長	長崎 充善
執行役員	豊田本店長	森田 聡
施行役員	営業本部 フランチャイズ統括部長	合志 純
執行役員	経営企画本部 経営企画統括部長 兼 経営企画部長	石田 亜紀
執行役員	なんば本店長	藤井 伸一郎

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
浅野間 康弘	1963年1月16日生	1985年4月 第一産業㈱入社 2006年4月 ㈱デオデオ管理部長 2008年7月 同社総務部長兼人事部長 2013年4月 当社監査役室長 2013年6月 ㈱エヌワーク監査役 ㈱サンキュー監査役 ㈱エディオンハウスシステム監査役 ㈱イー・アール・ジャパン監査役 2015年4月 当社管理本部財務部長 2017年6月 ㈱エディオンハウスシステム取締役(現) ㈱イー・アール・ジャパン取締役(現) 2017年7月 当社管理本部財務経理統括部長兼財務部長(現) 2018年3月 ㈱e-ロジ取締役(現)	5
沖中 隆志	1963年2月25日生	1985年4月 中谷洋一公認会計士・税理士事務所入所 1991年5月 中谷会計グループ 柳生佳洋税理士事務所転籍 2000年7月 中谷会計グループ 沖中隆志税理士事務所開業 2004年5月 ㈱ミドリ電化社外監査役 2005年4月 当社社外監査役	—

②社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外監査役については、監査役総数(3名)の半数以上及び定款の規定人員数(5名以内)を満たしており、現陣容にて十分な監査機能を果たしております。

イ. 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役石橋省三氏は、一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役、学校法人栗本学園理事をそれぞれ兼職し、過去において株式会社野村総合研究所、野村證券株式会社、リーマン・ブラザーズ証券株式会社、国立大学法人東京医科歯科大学、学校法人立正大学にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社・法人との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役高木施文氏は、高木法律事務所を開業し、過去においてブレイクモア法律事務所、足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所、東京青山・青木・狛法律事務所、ホワイト&ケース法律事務所にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役眞弓奈穂子氏は、過去において岡三証券株式会社、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社、UBSアセット・マネジメント株式会社、ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役福島淑彦氏は、早稲田大学政治経済学術院教授を兼職し、過去においてシティグループ証券株式会社、スウェーデン王立ストックホルム大学、名古屋商科大学にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役竹原相光氏は、ZECOパートナーズ株式会社取締役会長、元気寿司株式会社社外取締役、三菱製紙株式会社社外取締役、株式会社東京放送ホールディングス社外監査役をそれぞれ兼職し、過去においてピートマーウィックミッチェル会計事務所、クーパーズアンドライブランド会計事務所、株式会社CDG、株式会社エスプール、株式会社ピットアイル、株式会社神明ホールディングスにそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社・法人との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役福田有希氏は、福田公認会計士・税理士事務所を開業し、株式会社精工監査役を兼職し、過去においてEY新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

ハ、社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役の石橋省三氏は、企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員長を勤めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動を行っております。

社外取締役の高木施文氏は、弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。

社外取締役の眞弓奈穂子氏は、金融・証券部門における豊富な経験に基づく助言等、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと期待しております。

社外取締役の福島淑彦氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、経済・経営分野における学識者としての知見に基づく助言等、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと期待しております。

社外監査役の竹原相光氏は、公認会計士の資格を、また社外監査役の福田有希氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

ニ、社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けております。

なお、社外取締役4名及び社外監査役2名はいずれも証券取引所の定める独立役員の要件を満たすとともに、また、当社独自の基準を満たしており、独立性は保たれております。

<独立性基準>

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- a. 現在または過去において当社またはその子会社の業務執行者
- b. 当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主または大株主である団体に現に所属している業務執行者
- c. 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の2%を越える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- d. 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
- e. 直近3事業年度において、年間1,000万円または売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- f. b～eの団体または取引先に過去に所属していた場合、その団体または取引先を退職後1年を経過していない者
- g. 当社またはa～eの業務執行者の配偶者または二親等以内の親族

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体に出席し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っております。

社外監査役2名を含む各監査役は定期的に会計監査人と情報交換を行い、監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報の共有と意見交換を行っております。

また、定期的に内部監査室とも情報交換を行い、内部監査計画、体制、内部監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について情報を得るとともに、必要に応じて内部監査室スタッフに対して監査役監査の補佐に関する指示を与えております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、社外監査役2名を含む監査役3名で監査役会を構成しております。

監査役山田富士雄氏は当社の財務経理部門に在籍し、長年にわたる実務経験を有しており、社外監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を、また社外監査役福田有希氏は公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、監査役会は監査役の職務を補助するため、監査役室を置き、専任のスタッフ1名を配置して当該スタッフに対し、情報収集の指示や事務局としての会議運営、監査役間の連絡調整業務等を行わせております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度においては、監査役会を8回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	山田 富士雄	8回	8回
社外監査役	竹原 相光	8回	8回
社外監査役	福田 有希	8回	8回

監査役会における主な検討事項としては、以下のようなものがあります。

- ・監査役会活動方針および職務分担の立案、決定
- ・前事業年度に係る監査報告書の作成、決議
- ・会計監査人の監査報酬見積に関する審議、同意
- ・会計監査人の年度監査計画の審議、承認
- ・会計監査人選任の基本方針に基づいた評価を踏まえた会計監査人選任の決議 等

また、常勤監査役の活動としては、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。加えて、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。実地棚卸にあたっては会計監査人に同行して主要な店舗に赴き、実際に商品の現物を調査し、棚卸カウント数と帳簿残数の照合を行うことで正確な棚卸が実施されているかを監査しました。

子会社については、取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに主要な子会社に赴き、リスク管理体制について調査しました。

そのほか社外監査役を含めた監査役会としては、年2回、代表取締役との意見交換会を開催し、リスクの高い経営課題について提言を行っております。また、同じく年2回、会計監査人、監査役、内部監査室長、財務経理統括部長が一堂に会する合同監査役会を開催し、会計監査人から監査結果の説明を受けるとともに質疑応答を行い、現状の課題点を共有するための意見交換を行っております。

社外監査役の活動としては、これ以外に経営方針発表会への参加、重要な事業所の現地視察、必要に応じて本社部門長との意見交換会を行っております。

②内部監査の状況

内部監査室（提出日現在18名）は当社社長に直属し、内部統制部門として本社・営業店及びその関係会社を対象とし、業務執行状況の適正さを監査しており、監査役とは監査活動について連携を行っております。

また、内部監査室は、内部統制の評価に関して会計監査人と随時協議及び意見調整を行い、評価の妥当性についての検証を行っております。

③会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。また、法定監査はもとより、監査役及び内部監査室との間で、監査報告をはじめ、意見交換等を定期的に実施しております。

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

13年間

c. 業務を執行した公認会計士

小市裕之

石田博信

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者等10名、その他10名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では、外部会計監査人候補を適切に選定し、以下のとおり、外部会計監査人を適切に評価するための基準を設けております。

(1) 品質管理システムについて

- ・外部会計監査人の品質管理システムは、毎年外部会計監査人から品質体制についての報告を受け、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うことができる体制があること
- ・外部レビュー(公認会計士・監査審査会検査、日本公認会計士協会品質管理レビュー)等で、品質管理システムに影響を与えるような重大な指摘がないこと

(2) 監査計画について

- ・業界及び会社の環境に則した監査計画を策定していること
- ・監査計画策定に当たり、監査役からの要望等を反映していること

外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについては、以下3点を基準にして確認しております。

- (1) 外部会計監査人及び監査チームは、公認会計士法等で求められる独立性を保持していること
- (2) 監査計画に従った監査を実施する知識及び経験を有したメンバーを監査チームに加えていること
- (3) 複雑で重要な専門領域がある場合、会計及び監査以外の専門家を利用していること

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

これらを踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に評価した結果、EY新日本有限責任監査法人の適格性に問題はないと判断しました。

④監査公認会計士等に対する報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	89	2	92	4
連結子会社	—	—	—	—
計	89	2	92	4

※前連結会計年度における提出会社の支払った非監査業務に基づく報酬の内容は、決算早期化に関するアドバイザリー業務であります。また、当連結会計年度における提出会社の支払った非監査業務に基づく報酬の内容は、新収益認識基準への対応に関するアドバイザリー業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

規模・特性・監査日数等を勘案した上定めております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長を目指すことを目的として、金銭による基本報酬と業績連動報酬、株式報酬から構成されております。

基本報酬は、役位、在任期間、会社への貢献度により年度毎の固定報酬を支給します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度により報酬額を決定することにより、短期的インセンティブとして機能します。

株式報酬は、役位、会社への貢献度により譲渡制限付株式の割当を行い、中長期的なインセンティブとして機能します。

各報酬額の決定にあたっては、社外取締役を議長とする任意の「指名報酬委員会」にて検討を行い、取締役会にて決議いたします。

なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当企業グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬（固定報酬）のみを支給します。

また、取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております、上記報酬額とは別枠で2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間1億円以内とご承認いただいております。

さらに、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	526	401	-	49	75	7
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	-	-	-	1
社外役員	43	43	-	-	-	7

(注) 1. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記取締役の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の取締役在任期間分を含めております。

3. 上記社外役員の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名の取締役在任期間分を含めております。

4. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の総額の「その他」は、譲渡制限付株式報酬75百万円です。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	業績連動報酬	賞与	その他	
久保 允誉	取締役	提出会社	184	-	30	39	255

(注) 報酬等の種類別の総額の「その他」は、譲渡制限付株式報酬39百万円です。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、単なる安定株主としての政策保有はいたしません。ただし、中長期的視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性（リスク・リターン）があると判断される場合のみ保有いたします。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の経営上、重要な取引先との関係の維持・拡大を通じた、中長期的な成長・発展を目指して保有しております。

特に、新規出店を中心とした投資資金の長期的・安定的な確保を目的とした金融機関や、フランチャイズ契約の維持・強化を目的としたフランチャイジーの株式を中心に保有する方針としています。

保有する株式については、個別銘柄ごとに保有先企業との取引状況や保有先企業の財政状態・経営成績を確認してその保有の適否を検証するとともに、随時担当役員に状況を報告しております。また、定期的に取締役会で保有株式の状況を報告し、保有意義及び経済合理性が乏しいと判断される銘柄を中心に縮小しております。

保有する上場株式の議決権行使は、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、当該議案が当企業グループの企業価値向上に不利益を及ぼすと考えられる場合、または明らかに株主共同の利益を害すると考えられる場合を除き、肯定的な議決権行使をいたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	7	1,257

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注)
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)広島銀行	1,146,000	1,146,000	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	516	646		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	504,420	504,420	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	203	277		
(株)サンエー	77,200	77,200	営業取引（フランチャイズ契約）の強 化。 中長期的な関係維持。 サンエーは沖縄県内で家電量販店12店 舗、携帯電話専門店1店舗を運営してい ます。	無
	347	341		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	28,917	28,917	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	75	112		
(株)愛知銀行	14,800	14,800	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	46	50		
(株)中京銀行	21,000	21,000	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	45	47		
(株)山口フィナンシャ ルグループ	35,360	35,360	安定的な金融取引維持。 運転資金の効率的な調達を行うため当座 貸越契約及び貸出コミットメント契約を 締結しています。	有
	21	33		

(注) 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分（実質所有株式数）を勘案し記載しています。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	21	47	21	47
非上場株式以外の株式	6	109	6	168

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	0	－	(注) 1 －
非上場株式以外の株式	2	0	20 (△0)

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、評価損益の合計額は記載しておりません。

2. 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修等に適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,035	15,974
受取手形及び売掛金	36,339	33,666
商品及び製品	※3 96,686	※3 91,286
その他	10,435	12,427
貸倒引当金	△60	△58
流動資産合計	152,436	153,296
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 57,562	※3 59,868
工具、器具及び備品（純額）	6,410	7,672
土地	※3, ※5 67,536	※3, ※5 60,612
リース資産（純額）	1,459	1,752
建設仮勘定	6,208	292
その他（純額）	792	692
有形固定資産合計	※1 139,970	※1 130,891
無形固定資産		
のれん	714	2,986
その他	7,487	7,756
無形固定資産合計	8,202	10,743
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 2,620	※2 2,320
差入保証金	25,346	26,093
繰延税金資産	23,064	22,728
その他	4,615	4,257
貸倒引当金	△309	△306
投資その他の資産合計	55,337	55,093
固定資産合計	203,511	196,727
資産合計	355,947	350,024

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 31,139	※3 34,434
短期借入金	※6 1,040	70
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,958	※3 3,106
リース債務	171	237
未払法人税等	3,971	895
未払消費税等	4,256	1,414
賞与引当金	5,250	5,453
ポイント引当金	10,376	11,055
その他	26,769	23,098
流動負債合計	85,934	79,766
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,625	15,117
長期借入金	※3 41,010	※3 38,700
リース債務	1,929	2,135
繰延税金負債	384	623
再評価に係る繰延税金負債	※5 1,708	※5 1,597
商品保証引当金	9,391	9,285
退職給付に係る負債	8,277	8,251
資産除去債務	7,909	8,842
その他	※3 5,604	※3 5,304
固定負債合計	91,841	89,856
負債合計	177,775	169,623
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,940	11,940
資本剰余金	85,021	84,945
利益剰余金	88,548	94,978
自己株式	△639	△4,972
株主資本合計	184,870	186,892
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△52	△235
土地再評価差額金	※5 △5,523	※5 △4,894
退職給付に係る調整累計額	△1,123	△1,360
その他の包括利益累計額合計	△6,698	△6,491
純資産合計	178,172	180,400
負債純資産合計	355,947	350,024

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	718,638	733,575
売上原価	※6 508,818	※6 522,970
売上総利益	209,820	210,605
販売費及び一般管理費	※1 191,977	※1 198,321
営業利益	17,842	12,284
営業外収益		
受取利息及び配当金	93	89
持分法による投資利益	—	12
受取手数料	311	114
助成金収入	205	627
その他	1,171	1,181
営業外収益合計	1,782	2,024
営業外費用		
支払利息	327	269
持分法による投資損失	111	—
寄付金	100	500
その他	195	172
営業外費用合計	735	942
経常利益	18,889	13,365
特別利益		
固定資産売却益	※2 298	※2 1,363
違約金収入	49	52
課徴金返還額	—	※7 1,236
その他	9	0
特別利益合計	357	2,652
特別損失		
固定資産売却損	※3 11	※3 20
固定資産除却損	※4 287	※4 440
減損損失	※5 1,081	※5 1,838
賃貸借契約解約損	225	4
その他	249	207
特別損失合計	1,854	2,511
税金等調整前当期純利益	17,391	13,506
法人税、住民税及び事業税	5,900	2,165
法人税等調整額	△142	363
法人税等合計	5,758	2,529
当期純利益	11,633	10,977
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△8	—
親会社株主に帰属する当期純利益	11,642	10,977

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	11,633	10,977
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△391	△183
退職給付に係る調整額	20	△237
その他の包括利益合計	※ △370	※ △421
包括利益	11,262	10,556
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,271	10,556
非支配株主に係る包括利益	△8	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,940	84,953	80,098	△1,668	175,323
当期変動額					
剰余金の配当			△3,192		△3,192
親会社株主に帰属する当期純利益			11,642		11,642
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		67		1,031	1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	67	8,449	1,029	9,546
当期末残高	11,940	85,021	88,548	△639	184,870

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	339	△5,523	△1,144	△6,327	8	169,005
当期変動額						
剰余金の配当						△3,192
親会社株主に帰属する当期純利益						11,642
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△391	－	20	△370	△8	△379
当期変動額合計	△391	－	20	△370	△8	9,167
当期末残高	△52	△5,523	△1,123	△6,698	－	178,172

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,940	85,021	88,548	△639	184,870
当期変動額					
剰余金の配当			△3,918		△3,918
親会社株主に帰属する当期純利益			10,977		10,977
自己株式の取得				△4,997	△4,997
自己株式の処分		△65		664	599
土地再評価差額金の取崩			△628		△628
連結子会社株式の取得による持分の増減		△10			△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△75	6,430	△4,333	2,021
当期末残高	11,940	84,945	94,978	△4,972	186,892

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△52	△5,523	△1,123	△6,698	178,172
当期変動額					
剰余金の配当					△3,918
親会社株主に帰属する当期純利益					10,977
自己株式の取得					△4,997
自己株式の処分					599
土地再評価差額金の取崩					△628
連結子会社株式の取得による持分の増減					△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△183	628	△237	206	206
当期変動額合計	△183	628	△237	206	2,228
当期末残高	△235	△4,894	△1,360	△6,491	180,400

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,391	13,506
減価償却費	9,892	11,245
のれん償却額	217	269
減損損失	1,081	1,838
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14	△10
賞与引当金の増減額 (△は減少)	497	186
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△208	△26
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	878	679
受取利息及び受取配当金	△93	△89
支払利息	327	269
持分法による投資損益 (△は益)	111	△12
課徴金返還額	—	△1,236
固定資産売却益	△298	△1,363
固定資産除却損	287	440
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,808	3,130
たな卸資産の増減額 (△は増加)	14,930	5,430
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,990	3,016
前受金の増減額 (△は減少)	1,595	△366
その他	5,636	△5,944
小計	34,435	30,963
利息及び配当金の受取額	41	42
利息の支払額	△292	△239
課徴金の返還による収入	—	1,236
寄付金の支払額	△100	△500
法人税等の還付額	174	154
法人税等の支払額	△5,953	△6,379
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,304	25,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,254	△8,928
有形固定資産の売却による収入	878	8,674
無形固定資産の取得による支出	△1,727	△1,410
長期前払費用の取得による支出	△96	△72
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	19	16
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△2	※2 △2,382
差入保証金の差入による支出	△637	△1,970
差入保証金の回収による収入	702	888
預り保証金の受入による収入	232	259
預り保証金の返還による支出	△285	△310
その他	△248	△323
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,419	△5,559

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△3,070	△970
長期借入れによる収入	8,300	—
長期借入金の返済による支出	△16,991	△2,951
自己株式の取得による支出	△1	△4,997
配当金の支払額	△2,939	△3,608
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△10
その他	△373	△242
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,077	△12,780
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	808	6,938
現金及び現金同等物の期首残高	8,227	9,035
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,035	※1 15,974

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー

フォーレスト(株)

フォーレスト酒販(株)

(株)エヌワーク

(株)ジェイトップ

(株)エディオンハウスシステム

(株)イー・アール・ジャパン

(株)e-ロジ

夢見る(株)

2019年11月13日付で(株)ジェイトップの全株式を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、2019年12月23日付で夢見る(株)の全株式を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、(株)福德は2020年3月2日付でフォーレスト酒販(株)に社名を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

主要な会社等の名称

「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ネオシステム(株)

(株)HOUSALL

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社のフォーレスト酒販(株)の決算日は、従来1月31日であったため、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

この変更に伴う連結財務諸表への影響はありません。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。

④ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日より3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実にについて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

（表示方法の変更）

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「のれん償却額」は、当連結会計年度において「のれん」が増加し、今後金額的重要性が増すと判断したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「寄付金の支払額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた5,455百万円は、「のれん償却額」217百万円、「固定資産売却益」△298百万円、「寄付金の支払額」△100百万円、「その他」5,636百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発出され、同年5月25日までに段階的に解除となりました。

この期間、当企業グループにおいては一部店舗での休業や営業時間の短縮、来店客数の減少などがあり、売上高の減少リスクが生じております。

当企業グループでは、こうした影響が翌第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日)まで継続し、その後緩やかに回復するとの仮定を置いて繰延税金資産の回収可能性の判断、のれん及び固定資産の減損テストの判定などの会計上の見積りを行っております。

当該見積りは現時点で入手可能な情報に基づいた見積りではありますが、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変更が生じた場合には、当企業グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	129,692百万円	133,133百万円

※2 関連会社に対する株式は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関連会社に対する株式	880百万円	893百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	43百万円	38百万円
建物及び構築物	1,489	1,367
土地	874	874
計	2,406	2,280

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
支払手形及び買掛金	56百万円	50百万円
1年内返済予定の長期借入金	114	119
長期借入金	737	615
固定負債の「その他」(預り保証金)	552	516
計	1,461	1,301

4 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
㈱ちゅピCOMふれあい	12百万円	0百万円

※5 当社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

②再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△8,853百万円	△8,185百万円
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの	△2,182百万円	△1,858百万円

※6 当座貸越及び貸出コミットメント（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行20行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの 総額	110,600百万円	110,600百万円
借入実行残高	1,000	—
借入未実行残高	109,600	110,600

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
広告及び販売促進費	20,072百万円	17,355百万円
ポイント引当金繰入額	8,296	8,735
商品保証引当金繰入額	4,662	4,034
給料手当及び賞与	57,806	58,389
賞与引当金繰入額	5,228	5,408
退職給付費用	2,445	2,511
営業用賃借料	24,068	25,962

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
建物及び構築物	151百万円	172百万円
工具、器具及び備品	0	0
土地	146	1,190
有形固定資産 その他	0	0
計	298	1,363

※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
建物及び構築物	0百万円	4百万円
土地	11	15
計	11	20

※ 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
建物及び構築物	54百万円	67百万円
工具、器具及び備品	44	81
有形固定資産 その他	0	0
無形固定資産 その他	2	7
除却費用	186	283
計	287	440

※5 減損損失

当企業グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
用途	種類	場所	用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他	大阪府他	営業店舗	建物及び構築物 土地 工具、器具及び備品 その他	山口県他
賃貸設備	建物及び構築物 工具、器具及び備品	兵庫県	賃貸設備	建物及び構築物 土地	大阪府他
その他	建物及び構築物 土地 工具、器具及び備品	広島県他	その他	工具、器具及び備品	愛知県

当企業グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また現在未稼働で今後も事業の用に供する予定のないものについては遊休資産として物件単位毎に、グルーピングを行なっております。

上記の資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

減損損失の資産グループごとの内訳としては営業店舗に属するものが1,070百万円、賃貸設備が2百万円、その他が8百万円、合計1,081百万円となっております。

減損損失の資産区分ごとの主な内訳は、建物及び構築物820百万円、工具、器具及び備品226百万円、土地3百万円、その他31百万円であります。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。なお、正味売却価額は重要性の高い資産グループについては、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト4.07%で割り引いて算定しております。

当企業グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また現在未稼働で今後も事業の用に供する予定のないものについては遊休資産として物件単位毎に、グルーピングを行なっております。

上記の資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

減損損失の資産グループごとの内訳としては営業店舗に属するものが1,742百万円、賃貸設備が94百万円、その他が1百万円、合計1,838百万円となっております。

減損損失の資産区分ごとの主な内訳は、建物及び構築物1,211百万円、工具、器具及び備品226百万円、土地366百万円、その他35百万円であります。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。なお、正味売却価額は重要性の高い資産グループについては、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト3.97%で割り引いて算定しております。

※6 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
△22百万円	△164百万円

※ 7 課徴金返還額には、課徴金返還額、還付加算金等が含まれております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△563百万円	△347百万円
組替調整額	△0	103
税効果調整前	△564	△243
税効果額	172	60
その他有価証券評価差額金	△391	△183
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△69	△232
組替調整額	102	△104
税効果調整前	32	△336
税効果額	△11	99
退職給付に係る調整額	20	△237
その他の包括利益合計	△370	△421

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株
合計	112,005,636株	—	—	112,005,636株
自己株式				
普通株式	1,970,505株	1,551株	1,217,717株	754,339株
合計	1,970,505株	1,551株	1,217,717株	754,339株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,551株は、単元未満株式の買取りによる増加1,551株であり、減少1,217,717株は、取締役及び執行役員に対する株式報酬による減少85,600株及び新株予約権の行使による減少1,132,117株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2021年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債(注) 1, 2, 3	普通株式	1,777	11	1,132	656	—
	2025年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債(注) 1, 4	普通株式	12,194	75	—	12,269	—
合計		—	13,971	86	1,132	12,926	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。
4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,650	15	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,541	14	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,002	利益剰余金	18	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	112, 005, 636株	—	—	112, 005, 636株
合計	112, 005, 636株	—	—	112, 005, 636株
自己株式				
普通株式	754, 339株	4, 886, 298株	666, 000株	4, 974, 637株
合計	754, 339株	4, 886, 298株	666, 000株	4, 974, 637株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4, 886, 298株は、2019年6月27日の取締役会決議により東京証券取引所の市場買付取引による買付4, 882, 900株、2018年度の譲渡制限付株式報酬の条件未達による返還額1, 400株及び単元未満株式の買取りによる増加1, 998株であり、減少666, 000株は、取締役及び執行役員に対する株式報酬による減少93, 000株及び新株予約権の行使による減少573, 000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2021年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債（注） 1, 2, 3	普通株式	656	8	573	91	—
	2025年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債（注） 1, 4	普通株式	12, 269	150	—	12, 420	—
合計		—	12, 926	158	573	12, 511	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。
4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2, 002	18	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	1, 916	18	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	1, 712	利益剰余金	16	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表の現金及び預金勘定の残高と一致しています。

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにジェイトップ株式会社及び株式会社夢見るを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	1,257 百万円
固定資産	293
顧客関連資産	750
のれん	2,512
流動負債	△716
固定負債	△792
繰延税金負債	△254
株式の取得価額	3,049
現金及び現金同等物	△667
差引：取得のための支出	2,382

3 重要な非資金取引の内容

(1) 資産除去債務

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
資産除去債務増加高	452百万円	1,003百万円

(2) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	564百万円	488百万円

(3) 転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権の行使による自己株式処分差損益	41百万円	△72百万円
新株予約権の行使による自己株式の減少額	958	572
新株予約権の行使による転換社債型 新株予約権付社債の減少額	1,000	500

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物及び構築物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度（2019年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	3,924	3,237	686
合計	3,924	3,237	686

(単位：百万円)

	当連結会計年度（2020年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	3,924	3,433	490
合計	3,924	3,433	490

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	209	211
1年超	567	356
合計	777	567

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払リース料	216	216
減価償却費相当額	196	196
支払利息相当額	9	6

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1 年内	3,456	3,534
1 年超	28,817	27,613
合計	32,274	31,147

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1 年内	221	262
1 年超	3,152	3,036
合計	3,374	3,299

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用すること等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	9,035	9,035	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,339	36,339	—
(3) 投資有価証券			
その他の有価証券	1,692	1,692	—
資産計	47,067	47,067	—
(1) 支払手形及び買掛金	31,139	31,139	—
(2) 短期借入金	1,040	1,040	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	15,625	16,143	518
(4) 長期借入金(*)	43,969	44,381	412
(5) リース債務(*)	2,100	2,300	200
負債計	93,874	95,005	1,131
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	15,974	15,974	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,666	33,666	—
(3) 投資有価証券			
その他の有価証券	1,379	1,379	—
資産計	51,020	51,020	—
(1) 支払手形及び買掛金	34,434	34,434	—
(2) 短期借入金	70	70	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	15,117	15,077	△39
(4) 長期借入金(*)	41,806	42,195	389
(5) リース債務(*)	2,372	2,564	191
負債計	93,801	94,342	541
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	47	47
関係会社株式	880	893
差入保証金	25,346	26,093

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,422	—	—	—
受取手形及び売掛金	36,339	—	—	—
合計	39,761	—	—	—

(注) 「現金及び預金」には、現金（5,612百万円）が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,466	—	—	—
受取手形及び売掛金	33,666	—	—	—
合計	47,132	—	—	—

(注) 「現金及び預金」には、現金（2,508百万円）が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

4. 短期借入金、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,040	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約 権付社債	—	—	580	—	—	15,000
長期借入金	2,958	2,961	2,263	9,966	10,477	15,341
リース債務	171	174	179	184	181	1,209
合計	4,169	3,135	3,022	10,151	10,658	31,551

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	70	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約 権付社債	—	80	—	—	—	15,000
長期借入金	3,106	2,408	10,110	10,641	1,973	13,566
リース債務	237	241	246	244	235	1,168
合計	3,413	2,729	10,357	10,885	2,208	29,734

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	881	631	249
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	881	631	249
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	811	1,141	△329
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	811	1,141	△329
合計		1,692	1,773	△80

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額47百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2020年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	461	293	167
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	461	293	167
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	918	1,410	△491
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	918	1,410	△491
合計		1,379	1,703	△324

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額47百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	19	0	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	19	0	—

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	16	0	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	16	0	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について0百万円（その他有価証券の株式0百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について53百万円（その他有価証券の株式53百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合については全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,000	6,000	(注)
合計			6,000	6,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,000	6,000	(注)
合計			6,000	6,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度（規約型確定給付企業年金制度、基金型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度）及び確定拠出型の制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社は当連結会計年度から有期社員（契約社員・嘱託社員・パート社員等）向け積立型退職金制度として複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,277百万円	14,960百万円
勤務費用	379	365
利息費用	29	29
数理計算上の差異の発生額	65	38
退職給付の支払額	△791	△757
退職給付債務の期末残高	14,960	14,636

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	6,791百万円	6,682百万円
期待運用収益	95	120
数理計算上の差異の発生額	△4	△193
事業主からの拠出額	188	187
退職給付の支払額	△388	△411
年金資産の期末残高	6,682	6,385

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,073百万円	7,943百万円
年金資産	△6,682	△6,385
	1,390	1,557
非積立型制度の退職給付債務	6,886	6,693
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	8,277	8,251
退職給付に係る負債	8,277	8,251
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	8,277	8,251

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	379百万円	365百万円
利息費用	29	29
期待運用収益	△95	△120
数理計算上の差異の費用処理額	466	259
過去勤務費用の費用処理額	△363	△363
確定給付制度に係る退職給付費用	416	169

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	△363百万円	△363百万円
数理計算上の差異	396	27
合 計	32	△336

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	503百万円	139百万円
未認識数理計算上の差異	△2,137	△2,110
合 計	△1,633	△1,970

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	26%	25%
株式	13	10
一般勘定	58	58
その他	3	7
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.1～0.2%	0.1～0.2%
長期期待運用収益率	1.8%	0.7%
予想昇給率	2.2%	1.7%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整法

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る資産の期首残高	一百万円	一百万円
新規連結子会社の取得に伴う増加	—	42
退職給付費用	—	△15
退職給付の支払額	—	5
退職給付に係る資産の期末残高	—	32

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	一百万円	229百万円
年金資産	—	△261
	—	△32
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	△32
退職給付に係る負債	—	△32
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—	△32

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度一百万円 当連結会計年度15百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,231百万円、当連結会計年度2,256百万円であります。

5. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度一百万円、当連結会計年度268百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
年金資産の額	一百万円	33,944百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	—	32,958
差引額	—	986

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当企業グループの割合

前連結会計年度 ー％ (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度 1.9％ (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、繰越剰余金（前連結会計年度一百万円、当連結会計年度352百万円）及び別途積立金（前連結会計年度一百万円、当連結会計年度634百万円）であります。

また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。

なお、上記(2)の割合は当企業グループの実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	1,986百万円	2,205百万円
貸倒引当金	174	209
賞与引当金	1,623	1,689
未払法定福利費	248	259
減損損失	8,618	6,780
退職給付に係る負債	2,565	2,554
未払事業税	364	182
ポイント引当金	3,197	3,402
商品保証引当金	2,917	2,878
合併引継土地	1,548	1,502
資産除去債務	2,457	2,744
繰越欠損金(注)	317	266
その他	4,446	4,198
繰延税金資産小計	30,465	28,876
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△84	△233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,414	△4,830
評価性引当額小計	△6,498	△5,064
繰延税金資産合計	23,966	23,811
繰延税金負債		
建物等圧縮積立金	△123	△121
資産除去債務に対応する除去費用	△663	△800
その他有価証券評価差額金	△72	△58
その他	△427	△726
繰延税金負債合計	△1,286	△1,706
繰延税金資産の純額	22,679	22,105

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※)	—	—	—	9	50	257	317
評価性引当額	—	—	—	△5	△43	△34	△84
繰延税金資産	—	—	—	4	6	222	233

(※) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金317百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産233百万円を計上しております。これは一部の子会社で税引前当期純損失を計上した事により生じたものですが、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	9	50	16	190	266
評価性引当額	—	—	△3	△45	△16	△167	△233
繰延税金資産	—	—	5	4	—	23	33

(※) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金266百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産33百万円を計上しております。これは一部の子会社で税引前当期純損失を計上した事により生じたものですが、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
住民税均等割額	2.2	2.8
評価性引当増減額	△0.4	△11.2
課徴金返還額	—	△2.3
その他	0.5	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	18.7

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等
子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社 e-ロジ

事業の内容：貨物運送業、倉庫管理業等

(2) 企業結合日

2019年9月2日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は20%であります。

当該追加取得は、当企業グループの経営資源を一体的に運用できる体制を構築するとともに、意思決定の更なる迅速化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10百万円
取得原価		10百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

10百万円

取得による企業結合（株式会社ジェイトップ）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ジェイトップ
事業の内容	フリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、物流基盤の強化とともに、サービス体制の強化を図っております。

子会社となった株式会社ジェイトップは、ラックメディア事業、及びそれに付随する物流体制を活かしたサービスの展開を行っております。

株式会社ジェイトップは、1979年に創業し、創業当時から鉄道・書店などに配送網を確立し、現在はコンビニエンスストアを含め全国で30,000ヶ所を超えるラックメディアを保有しております。この全国の物流網を当社ビジネスに組み込むことで、これまでにないきめ細かいサービスの提供と物流体制の一層強化につながるものと考えております。

(3) 企業結合日

2019年12月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ジェイトップ

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	:	0%
企業結合日に取得した議決権比率	:	100%
取得後の議決権比率	:	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年1月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,750百万円
取得原価		1,750百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	4百万円
------------	------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

1,205百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,188百万円
固定資産	190
資産合計	1,378
流動負債	680
固定負債	650
負債合計	1,330

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,882 百万円
営業利益	1
経常利益	1
税金等調整前当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	△30
1株当たりの当期純利益	△0.28 円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、企業結合時に認識されたのれん等無形固定資産が当期首に発生したものとして、影響の概算額を算定しております。

上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算については監査証明を受けておりません。

8. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	償却年数
顧客関連資産	750百万円	7年

取得による企業結合（夢見る株式会社）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	夢見る株式会社
事業の内容	プログラミング教室等の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、知識やスキルの習得だけではなく、創造的な考えを主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいという考えから、2018年12月にプログラミング教育事業「エディオンロボットアカデミー」を開始し、現在、兵庫県西宮市・広島県広島市・愛知県名古屋市中・愛媛県松山市にて直営校を展開しております。本件株式取得により、一層の教育事業強化を図っていきたいと考えております。

このたび、当社が全株式を取得した夢見る社は、「子どもの好きを学びにつなげる」という考えのもと「ロボ団」として、全国100教室以上のロボットプログラミング教室を展開しています。STEM教育（Science 科学・Technology 技術・Engineering 工学・Math 数学）の基礎を学びながら、プログラミングやプレゼンテーションとともに論理的思考力・問題解決力・社会人基礎力などを身につける独自のカリキュラムを有しています。また、夢見る株式会社はロボットプログラミングの世界大会WROにおいて、2018年・2019年と日本代表チームを輩出しており、世界レベルでの実績を持っております。

今後は、当社および夢見る株式会社の強みを相互に活用し、さらなる教育事業の発展に努めてまいります。

(3) 企業結合日

2019年12月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

夢見る株式会社

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	:	0%
企業結合日に取得した議決権比率	:	100%
取得後の議決権比率	:	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年1月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,299百万円
取得原価		1,299百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,306百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	68百万円
固定資産	103
資産合計	171
流動負債	35
固定負債	142
負債合計	178

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	119 百万円
営業利益	△191
経常利益	△189
税金等調整前当期純利益	△189
親会社株主に帰属する当期純利益	△189
1株当たりの当期純利益	△1.74 円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、企業結合時に認識されたのれん等無形固定資産が当期首に発生したものとして、影響の概算額を算定しております。

上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が当連結会計年度の開始の日時点で行われた場合の経営成績を示すものではありません。

なお、影響の概算については監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び賃貸用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間（旧借地法、旧借家法は主に15年）に応じて見積り、割引率は0%～2.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	7,579百万円	7,909百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	355	914
時の経過による調整額	97	89
資産除去債務の履行による減少額	△122	△70
期末残高	7,909	8,842

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む。）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は298百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は主に販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は1百万円（特別損失に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は270百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は主に販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は94百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	16,389	15,628
期中増減額	△760	△3,126
期末残高	15,628	12,502
期末時価	14,181	11,102

- （注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は取得による増加（36百万円）であり、主な減少額は売却による減少（529百万円）であります。当連結会計年度の主な増加額は取得による増加（49百万円）であり、主な減少額は売却による減少（2,811百万円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上でないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は1,081百万円となっております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は1,838百万円となっております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額及び未償却残高は217百万円、714百万円となっております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額及び未償却残高は269百万円、2,986百万円となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	久保 允誉	—	—	㈱エディオン社長	—	—	自己株式の処分	39	—	—
役員及びその近親者	友則 和寿	—	—	㈱エディオン相談役	—	顧問契約	顧問料支払	24	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険事務代行取引	37	前払費用	4

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	久保 允誉	—	—	㈱エディオン社長	—	—	自己株式の処分	39	—	—
役員及びその近親者	友則 和寿	—	—	㈱エディオン相談役	—	顧問契約	顧問料支払	24	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険事務代行取引	9	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。

顧問料については、両者協議のうえ決定しております。

保険料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

株式会社エディオンコミュニケーションズ

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	0	—	—

株式会社エヌワーク

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	0	—	—

フォーレスト株式会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	8	—	0

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

株式会社エヌワーク

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	0	—	—

フォーレスト株式会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	1	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

保険料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,601円53銭	1,685円50銭
1株当たり当期純利益金額	105円34銭	101円33銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	93円78銭	90円49銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	11,642	10,977
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額 (百万円)	11,642	10,977
普通株式の期中平均株式数 (千株)	110,522	108,328
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	13,616	12,984
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社エディオン	2021年満期ユーロ円 建転換社債型新株予 約権付社債	2014年 10月3日	580	80	—	無	2021年 10月1日
	2025年満期ユーロ円 建転換社債型新株予 約権付社債	2015年 6月19日	15,045	15,037	—	無	2025年 6月19日
合 計	—	—	15,625	15,117	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2021年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償	無償
株式の発行価格 (円)	872.6	1,207.7
発行価額の総額 (百万円)	80	15,000
新株予約権の行使により発行した株式の発 行価額の総額 (百万円)	※14,920	—
新株予約権の付与割合 (%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 2014年10月17日 至 2021年9月17日	自 2015年7月3日 至 2025年6月5日

※ 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、当社の自己株式を交付しております。

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
—	80	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,040	70	0.33	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,958	3,106	0.30	—
1年以内に返済予定のリース債務	171	237	1.87	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	41,010	38,700	0.36	2021年4月 ～2029年5月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,929	2,135	2.86	2021年4月 ～2041年12月
合 計	47,109	44,249	—	—

(注) 1. 平均利率は、期末日現在の加重平均により算出しております。

2. 長期借入金の当期末残高には、建設協力金734百万円（1年以内に返済予定の長期借入金119百万円、長期借入金615百万円）が含まれております。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,408	10,110	10,641	1,973
リース債務	241	246	244	235

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	7,848	1,003	70	8,781
その他	60	—	—	60
合 計	7,909	1,003	70	8,842

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	170,742	396,736	568,106	733,575
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(百万円)	△2,782	11,639	12,291	13,506
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	△2,109	9,264	9,931	10,977
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(円)	△18.97	84.40	91.30	101.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(円)	△18.97	104.68	6.26	9.80

②当社は、公正取引委員会より2012年2月16日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続を進めておりましたが、同審判は、2018年3月20日に結審し、2019年10月2日付で当社の主張の一部を認める旨の審決(納付済みの課徴金4,047百万円から取消が認められた金額1,015百万円に加算金を付加した額を還付する等の判断)が下され、2019年10月4日付で還付を受けております。

当社は、本審決を受け、2019年11月1日付で、排除措置命令および課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年 3 月 31 日)	当事業年度 (2020年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,205	14,269
受取手形	17	9
売掛金	34,507	32,004
商品及び製品	88,462	83,670
原材料及び貯蔵品	334	305
前払費用	2,795	3,138
短期貸付金	1,047	1,208
未収入金	5,881	7,577
その他	202	283
貸倒引当金	△107	△238
流動資産合計	141,347	142,228
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 49,623	※ 1 52,305
構築物	※ 1 2,158	※ 1 2,027
機械及び装置	856	767
車両運搬具	13	8
工具、器具及び備品	6,056	7,241
土地	※ 1 66,533	※ 1 59,609
リース資産	1,339	1,644
建設仮勘定	6,191	242
有形固定資産合計	132,773	123,846
無形固定資産		
借地権	368	334
商標権	14	8
ソフトウェア	4,616	4,081
その他	645	896
無形固定資産合計	5,644	5,320
投資その他の資産		
投資有価証券	1,725	1,414
関係会社株式	19,452	22,466
出資金	1	1
長期貸付金	1,574	1,310
関係会社長期貸付金	21	—
長期前払費用	1,062	839
差入保証金	23,008	23,697
繰延税金資産	20,991	20,786
その他	1,222	1,435
貸倒引当金	△59	△55
投資その他の資産合計	69,001	71,896
固定資産合計	207,419	201,064
資産合計	348,766	343,293

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,986	32,157
短期借入金	※4 6,793	8,361
1年内返済予定の長期借入金	※1 2,958	※1 2,961
リース債務	145	208
未払金	13,870	10,300
未払費用	23	22
未払法人税等	3,762	522
未払消費税等	3,875	1,200
前受金	9,978	9,615
預り金	327	318
前受収益	539	508
賞与引当金	4,806	4,884
ポイント引当金	9,758	10,519
その他	467	485
流動負債合計	86,292	82,065
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,625	15,117
長期借入金	※1 40,710	※1 37,749
リース債務	1,826	2,047
再評価に係る繰延税金負債	1,708	1,597
退職給付引当金	6,058	5,653
商品保証引当金	8,201	8,267
資産除去債務	6,885	7,789
預り保証金	※1 4,928	※1 4,692
その他	481	477
固定負債合計	86,425	83,392
負債合計	172,718	165,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,940	11,940
資本剰余金		
資本準備金	64,137	64,137
その他資本剰余金	47,325	47,259
資本剰余金合計	111,462	111,397
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	58,866	64,605
利益剰余金合計	58,866	64,605
自己株式	△639	△4,972
株主資本合計	181,630	182,970
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△58	△240
土地再評価差額金	△5,523	△4,894
評価・換算差額等合計	△5,582	△5,135
純資産合計	176,048	177,834
負債純資産合計	348,766	343,293

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	651,746	669,436
売上原価	461,649	477,366
売上総利益	190,096	192,069
販売費及び一般管理費	※1 173,328	※1 181,193
営業利益	16,767	10,876
営業外収益		
受取利息	48	41
受取配当金	506	344
受取手数料	299	106
助成金収入	190	566
その他	1,040	1,098
営業外収益合計	2,084	2,157
営業外費用		
支払利息	331	273
寄付金	100	500
貸倒引当金繰入額	—	128
その他	176	163
営業外費用合計	607	1,065
経常利益	18,244	11,967
特別利益		
固定資産売却益	※3 297	※3 1,363
抱合せ株式消滅差益	4,183	—
違約金収入	49	52
課徴金返還額	—	1,236
その他	0	0
特別利益合計	4,530	2,652
特別損失		
固定資産売却損	※4 11	※4 20
固定資産除却損	※5 301	※5 415
減損損失	779	1,836
賃貸借契約解約損	9	4
災害による損失	138	19
その他	56	163
特別損失合計	1,296	2,460
税引前当期純利益	21,479	12,159
法人税、住民税及び事業税	5,623	1,721
法人税等調整額	△183	153
法人税等合計	5,439	1,874
当期純利益	16,039	10,285

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	11,940	64,137	47,258	111,395	46,019	△1,668	167,686
当期変動額							
剰余金の配当					△3,192		△3,192
当期純利益					16,039		16,039
自己株式の取得						△1	△1
自己株式の処分			67	67		1,031	1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	67	67	12,846	1,029	13,943
当期末残高	11,940	64,137	47,325	111,462	58,866	△639	181,630

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	328	△5,523	△5,194	162,492
当期変動額				
剰余金の配当				△3,192
当期純利益				16,039
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△387	—	△387	△387
当期変動額合計	△387	—	△387	13,556
当期末残高	△58	△5,523	△5,582	176,048

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	11,940	64,137	47,325	111,462	58,866	△639	181,630
当期変動額							
剰余金の配当					△3,918		△3,918
当期純利益					10,285		10,285
自己株式の取得						△4,997	△4,997
自己株式の処分			△65	△65		664	599
土地再評価差額金の取崩					△628		△628
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△65	△65	5,738	△4,333	1,339
当期末残高	11,940	64,137	47,259	111,397	64,605	△4,972	182,970

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△58	△5,523	△5,582	176,048
当期変動額				
剰余金の配当				△3,918
当期純利益				10,285
自己株式の取得				△4,997
自己株式の処分				599
土地再評価差額金の取崩				△628
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△181	628	446	446
当期変動額合計	△181	628	446	1,786
当期末残高	△240	△4,894	△5,135	177,834

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

(5) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,230百万円は、「助成金収入」190百万円、「その他」1,040百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発出され、同年5月25日までに段階的に解除となりました。

この期間、当社においては一部店舗での休業や営業時間の短縮、来店客数の減少などがあり、売上高の減少リスクが生じております。

当社では、こうした影響が翌第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日)まで継続し、その後緩やかに回復するとの仮定を置いて繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損テストの判定及び子会社株式の評価などの会計上の見積りを行っております。

当該見積りは現時点で入手可能な情報に基づいた見積りではありますが、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変更が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	1,448百万円	1,329百万円
構築物	40	38
土地	874	874
計	2,363	2,241

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	114百万円	119百万円
長期借入金	737	615
預り保証金	552	516
計	1,404	1,251

2 関係会社項目

関係会社に対する債権・債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	2,590百万円	2,965百万円
長期金銭債権	21	—
短期金銭債務	6,427	8,776

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
㈱ちゅピCOMふれあい	12百万円	0百万円

※4 当座貸越及び貸出コミットメント（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行20行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	110,600百万円	110,600百万円
借入実行残高	1,000	—
借入未実行残高	109,600	110,600

（損益計算書関係）

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告及び販売促進費	18,293百万円	15,801百万円
運賃	8,107	8,977
ポイント引当金繰入額	7,842	8,366
商品保証引当金繰入額	4,452	3,942
給料手当及び賞与	51,819	53,306
賞与引当金繰入額	4,806	4,884
退職給付費用	2,212	2,316
減価償却費	8,838	10,186
営業用賃借料	22,277	24,279

2 関係会社に係る注記

関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	3,227百万円	443百万円
仕入高	14	3
販売費及び一般管理費	4,308	4,173
営業取引以外の取引高	473	310

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	106百万円	163百万円
構築物	44	8
工具、器具及び備品	0	0
土地	146	1,190
計	297	1,363

※４ 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	0百万円	4百万円
構築物	0	0
土地	11	15
計	11	20

※５ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	62百万円	64百万円
構築物	17	3
機械及び装置	0	—
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	46	79
ソフトウェア	1	7
長期前払費用	0	—
除去費用	171	260
計	301	415

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式19,023百万円、関連会社株式428百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式22,037百万円、関連会社株式428百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	1,986百万円	2,200百万円
貸倒引当金	83	122
賞与引当金	1,470	1,494
未払法定福利費	223	228
減損損失	8,207	6,402
退職給付引当金	1,853	1,729
ポイント引当金	2,986	3,218
商品保証引当金	2,509	2,529
合併引継土地	1,548	1,502
資産除去債務	2,106	2,383
その他	4,246	3,750
繰延税金資産小計	27,222	25,562
評価性引当額	△5,477	△3,898
繰延税金資産合計	21,745	21,663
繰延税金負債		
建物等圧縮積立金	△61	△60
資産除去債務に対応する除去費用	△558	△703
その他有価証券評価差額金	△68	△55
その他	△65	△57
繰延税金負債合計	△754	△877
繰延税金資産の純額	20,991	20,786

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7	△0.8
住民税均等割額	1.7	3.1
評価性引当増減額	△0.5	△13.0
抱合せ株式消滅差益	△6.0	—
課徴金返還額	—	△2.6
その他	0.2	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3	15.4

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有形固定資産	建物	49,623	9,343	1,778 (1,186)	4,882	52,305	93,254
	構築物	2,158	152	33 (22)	249	2,027	8,402
	機械及び装置	856	15	—	104	767	531
	車両運搬具	13	0	0	5	8	56
	工具、器具及び備品	6,056	4,625	305 (226)	3,134	7,241	20,195
	土地	66,533 [△3,814]	—	6,924 [516] (366)	—	59,609 [△3,298]	—
	リース資産	1,339	474	—	169	1,644	680
	建設仮勘定	6,191	10,860	16,809	—	242	—
	計	132,773 [△3,814]	25,471	25,852 [516] (1,800)	8,546	123,846 [△3,298]	123,120
無形固定資産	借地権	368	—	0	34	334	867
	商標権	14	0	—	5	8	211
	ソフトウェア	4,616	1,120	4	1,651	4,081	19,007
	その他	645	1,503	1,239	12	896	164
	計	5,644	2,624	1,243	1,704	5,320	20,251
投資その他の資産	長期前払費用	1,062	118	35 (35)	306	839	2,303

(注) 1. 建物の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

広島本店 4,012百万円 なんば本店 3,497百万円

2. 土地の当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

名古屋市中村区 4,282百万円 大阪府茨木市 749百万円

3. 土地及び有形固定資産計の当期首残高、当期減少額、及び当期末残高における〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。

4. 当期減少額欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	167	196	69	293
賞与引当金	4,806	4,884	4,806	4,884
ポイント引当金	9,758	8,366	7,605	10,519
商品保証引当金	8,201	3,942	3,876	8,267

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当社は、公正取引委員会より2012年2月16日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続を進めておりましたが、同審判は、2018年3月20日に結審し、2019年10月2日付で当社の主張の一部を認める旨の審決（納付済みの課徴金4,047百万円から取消が認められた金額1,015百万円に加算金を付加した額を還付する等の判断）が下され、2019年10月4日付で還付を受けております。

当社は、本審決を受け、2019年11月1日付で、排除措置命令および課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																		
定時株主総会	決算日の翌日から3ヶ月以内																		
基準日	3月31日																		
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																		
1単元の株式数（注）	100株																		
単元未満株式の買取り・買増し	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取次所 _____ 買取・買増手数料 無料																		
取扱場所																			
株主名簿管理人																			
取次所																			
買取・買増手数料																			
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.edion.co.jp/																		
株主に対する特典	3月31日の株主に対し、当企業グループで金券としてご利用いただける電子ギフト「エディオンギフトカード」を持株数に応じて、次のとおり贈呈いたします。 また、1年以上同一株主番号で記録された長期保有の株主様に対して、優待金額を加算いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご所有株数</th><th>ご優待額</th><th>1年以上長期保有株主様への加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～ 499 株</td><td>ギフトカード 3,000 円分</td><td rowspan="2">1,000 円分</td></tr> <tr> <td>500～ 999 株</td><td>ギフトカード 10,000 円分</td></tr> <tr> <td>1,000～1,999 株</td><td>ギフトカード 15,000 円分</td><td rowspan="4">2,000 円分</td></tr> <tr> <td>2,000～4,999 株</td><td>ギフトカード 20,000 円分</td></tr> <tr> <td>5,000～9,999 株</td><td>ギフトカード 25,000 円分</td></tr> <tr> <td>10,000 株以上</td><td>ギフトカード 50,000 円分</td></tr> </tbody> </table>		ご所有株数	ご優待額	1年以上長期保有株主様への加算額	100～ 499 株	ギフトカード 3,000 円分	1,000 円分	500～ 999 株	ギフトカード 10,000 円分	1,000～1,999 株	ギフトカード 15,000 円分	2,000 円分	2,000～4,999 株	ギフトカード 20,000 円分	5,000～9,999 株	ギフトカード 25,000 円分	10,000 株以上	ギフトカード 50,000 円分
ご所有株数	ご優待額	1年以上長期保有株主様への加算額																	
100～ 499 株	ギフトカード 3,000 円分	1,000 円分																	
500～ 999 株	ギフトカード 10,000 円分																		
1,000～1,999 株	ギフトカード 15,000 円分	2,000 円分																	
2,000～4,999 株	ギフトカード 20,000 円分																		
5,000～9,999 株	ギフトカード 25,000 円分																		
10,000 株以上	ギフトカード 50,000 円分																		

（注）当社定款の定めにより単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利は行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

（第19期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日関東財務局長に提出

（第19期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2019年6月27日 至 2019年6月30日）2019年7月17日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年7月1日 至 2019年7月31日）2019年8月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年8月1日 至 2019年8月31日）2019年9月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年9月1日 至 2019年9月30日）2019年10月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年10月1日 至 2019年10月31日）2019年11月18日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年11月1日 至 2019年11月30日）2019年12月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 2019年12月1日 至 2019年12月31日）2020年1月10日関東財務局長に提出

(6) 発行登録書（社債）

2019年11月15日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社エディオン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エディオンの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エディオンが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年 6 月29日

株式会社エディオン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小市 裕之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 博信
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオンの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪府北区中之島二丁目3番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長執行役員久保允誉及び最高財務責任者取締役常務執行役員管理本部長小谷野薫は、当社の第19期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪府北区中之島二丁目3番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長執行役員久保允誉及び最高財務責任者取締役常務執行役員管理本部長小谷野薫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社8社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定いたしました重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高、受取手形及び売掛金、商品及び製品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。